

第2次福井県自殺対策計画(案)

令和6年3月
福 井 県

目次

第1章	計画の基本的な考え方	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間	2
4	計画の数値目標	2
第2章	自殺の現状と課題	
1	自殺の現状	3
2	今後の課題	7
第3章	自殺対策推進に関する基本的な考え方	
1	基本方針	8
第4章	自殺対策推進のための具体的な取組	
基本目標1	地域における総合的な支援体制の強化	12
重点施策1	県民一人ひとりの気づき力の向上	12
重点施策2	多様な相談体制の強化	14
重点施策3	市町への支援体制強化	15
重点施策4	民間団体への活動支援	16
基本目標2	ライフステージ別の対策の充実	18
重点施策1	子ども・若者への取組の充実	18
重点施策2	働き世代に対する理解促進強化	21
重点施策3	高齢者対策の推進	22
基本目標3	ハイリスク者への支援の充実と強化	24
重点施策1	無職者等への支援の充実	24
重点施策2	自殺未遂者およびその家族への支援強化	25
重点施策3	二次的なうつ病の予防	26
重点施策4	大規模災害における被災者のこころのケアの推進	29
重点施策5	女性に対する支援の強化	30
第5章	評価指標	
1	数値目標	32
第6章	推進体制	
1	推進体制	32
	自殺対策に資する事業一覧	33
参考資料	自殺対策基本法	42
	自殺総合対策大綱	46
	第2次福井県自殺対策計画策定の経緯(策定経緯、委員名簿)	49

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

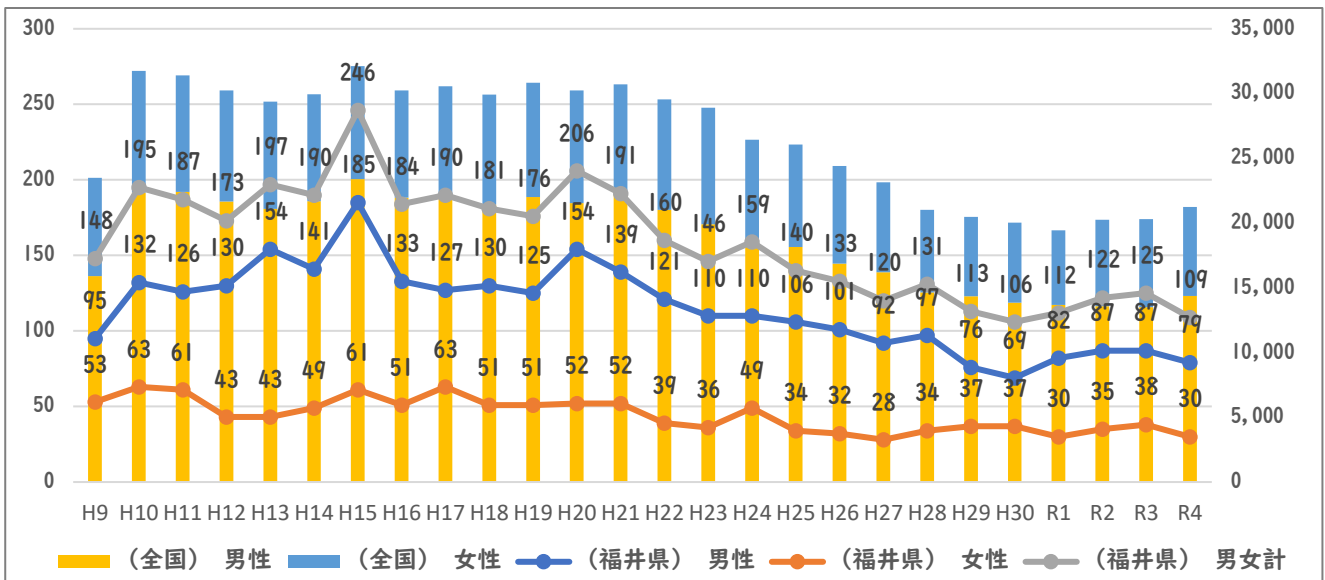
全国の自殺者は平成10年に急増し、年間3万人を超える状況が続いていました。このような中、平成18年10月に「自殺対策基本法」が施行され、さらに翌年6月には自殺総合対策大綱が閣議決定されたことにより、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになりました。国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、全国の自殺者数は3万人台から2万人台に減少するなど、着実な成果を上げています。

しかし、自殺者数は依然として年間2万人を超える水準で推移しており、さらに令和2年以降は新型コロナウイルス感染症の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性の自殺が増加に転じ、令和4年には小中高生の自殺が過去最多の水準となるなど、総合的な自殺対策の更なる推進・強化が求められています。本県の自殺者数は、平成15年をピークに減少傾向にあり、自殺死亡率も全国の中では低い水準にあります。しかしながら、依然として年間100人以上の方が自ら命を絶つという深刻な事態が続いており、全国的な自殺の状況にも危機感を持ちつつ、県内の自殺対策の強化を図っていく必要があります。

本県では、自殺・ストレス防止対策協議会を設置するとともに、平成31年には「福井県自殺対策計画」を策定し、自殺対策に関係する機関や民間団体、市町、県民が相互に連携し、自殺対策に取り組んできました。

本計画は、令和4年10月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱を踏まえ、本県における自殺対策の現状と課題を整理し、基本的な施策の方向性を明確にすることによって、「誰も自殺に追い込まれることのない福井」の実現を目指すものです。保健、医療、福祉、教育、労働その他が有機的に連携し、「生きることの包括的支援」を推進してまいります。

図1 全国と福井県の自殺者の推移



(出典：厚生労働省 人口動態統計)

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第1項に基づき、国の自殺総合対策大綱を踏まえつつ策定します。

なお、「福井県医療計画」や「元気な福井の健康づくり応援計画」など関連する計画との整合性を図り策定します。

3 計画期間

本計画の計画期間は、国の自殺総合対策大綱が概ね5年を目途に見直すこととされていることを踏まえ、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。

なお、計画期間中において、本県の自殺の実態や自殺対策における課題等に変化があった場合は、福井県自殺・ストレス防止対策協議会に諮ったうえで、必要に応じて内容を見直します。

4 計画の数値目標

国の自殺総合対策大綱においては、「令和8年（2026）までに、自殺死亡率を平成27年（2015年）と比べて30%以上減少させる」数値目標を掲げています。これは、前回の大綱の数値目標を引き継いでいます。

本県においても、第1次計画の数値目標である「平成29年の自殺死亡率（15.6）を、10年後の令和9年までに30%以上減少させ、10.9以下にする」との目標を引き継ぎ、第2次計画の最終年度となる令和10年度においてもその目標維持を目指します。

平成29年（2017年）の自殺死亡率※15.6

→ 令和9年（2027年）の自殺死亡率10.9以下

※自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数

参考：自殺に関する統計には、厚生労働省の「人口動態統計」と、警察庁の「自殺統計」の2種類があります。

警察庁 「自殺統計」	調査対象：総人口（日本における外国人も含む） 調査時点：発見地を基に自殺死体発見時点で計上 計上方法：捜査等により自殺であると判明した時点
厚生労働省 「人口動態統計」	調査対象：日本における日本人 調査時点：住所地を基に死亡時点で計上 計上方法：自殺、他殺、あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で計上 死亡診断書等に自殺の旨の訂正報告がない場合は自殺に計上していない。

※福井県では主に、警察庁から提供を受けた「自殺統計」原票データに基づいて、厚生労働省が毎月集計を行い、作成している「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」（以下「自殺の統計」）（自殺日・住居地）を使い分析を行っています。

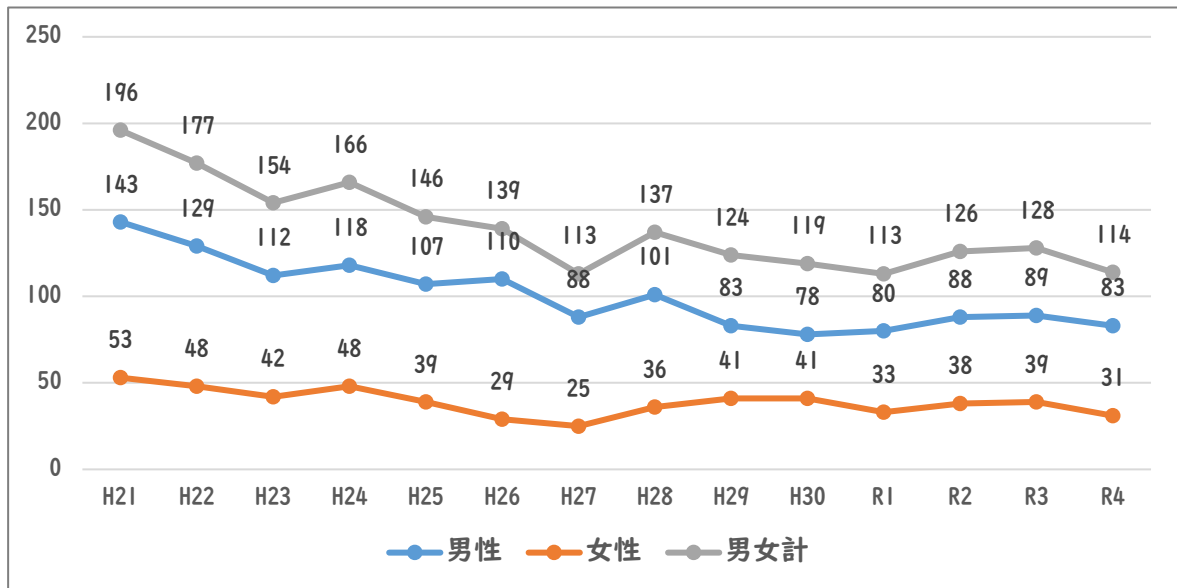
第2章 自殺の現状と課題

1 自殺の現状

(1) 自殺者数の推移

本県の自殺者数は増減を繰り返しながらも減少傾向にあり、令和4年は114人でした。男性の自殺者数は緩やかに減少していますが、女性の自殺者数は横ばいで推移しています。

図2 福井県の自殺者数の推移

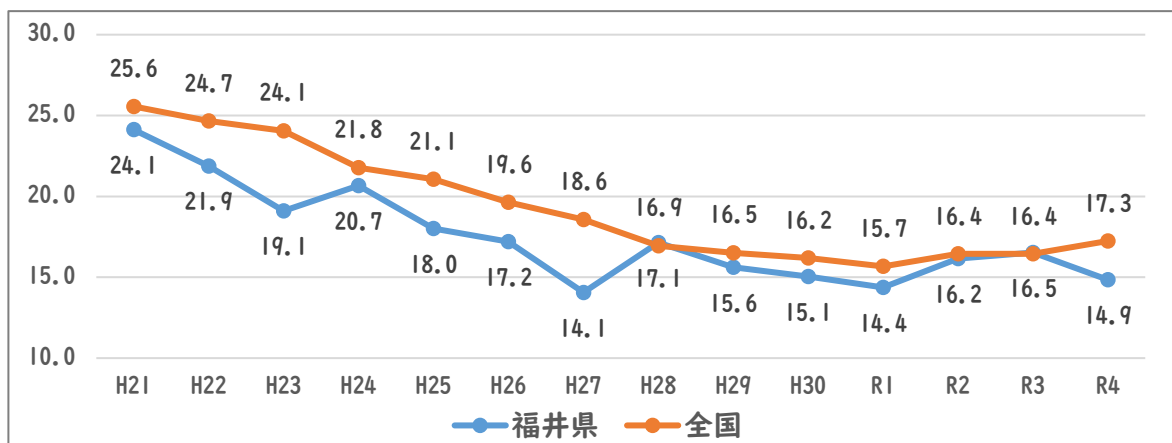


(出典：厚生労働省 自殺の統計(自殺日・住居地))

(2) 自殺死亡率の推移

人口10万人当たりの自殺死亡者数を示す自殺死亡率は、全国と比べておよそ低位で推移していますが、令和2年からは2年連続で上昇したものの、令和4年は14.9に低下しています。令和4年は全国で低い方から4番目となっています。

図3 福井県と全国の自殺死亡率の推移

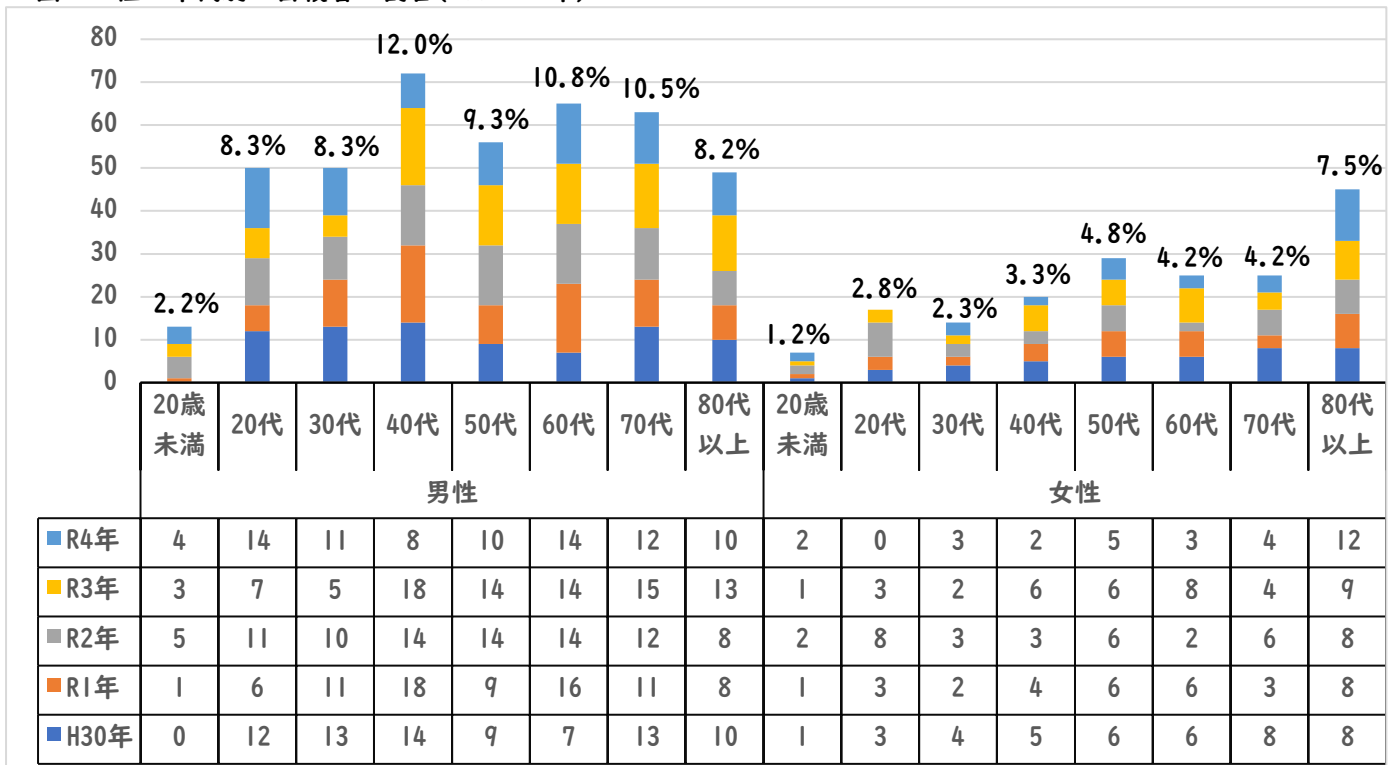


(出典：厚生労働省 自殺の統計(自殺日・住居地))

(3) 年代別の自殺者の割合、自殺死亡率

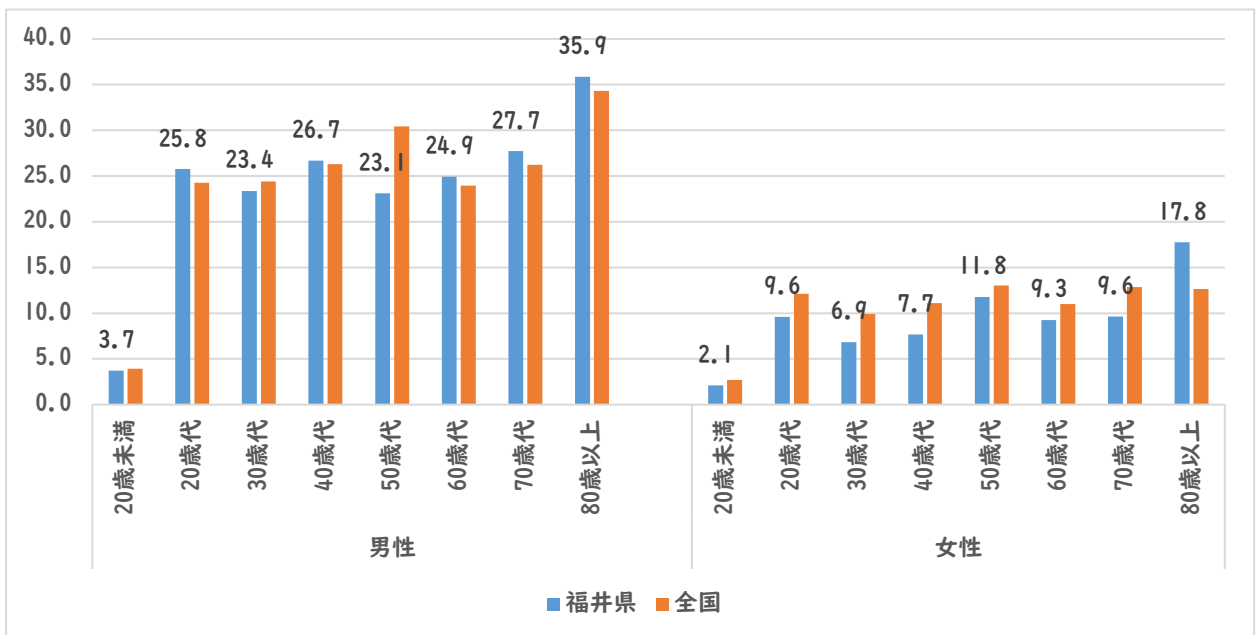
年代別の自殺者の割合は、男性は40歳代が最も多く、次いで60歳代、70歳代が多くなっています。女性は80歳代以上が最も多くなっています。また、自殺死亡率をみると、男性の20歳代、40歳代、60歳代、70歳代、80歳代以上、女性の80歳代以上で、全国より高くなっています。

図4 性・年代別の自殺者の割合(H30～R4年)



(出典：厚生労働省 自殺の統計(自殺日・住居地))

図5 性・年代別の自殺死亡率(H30～R4)

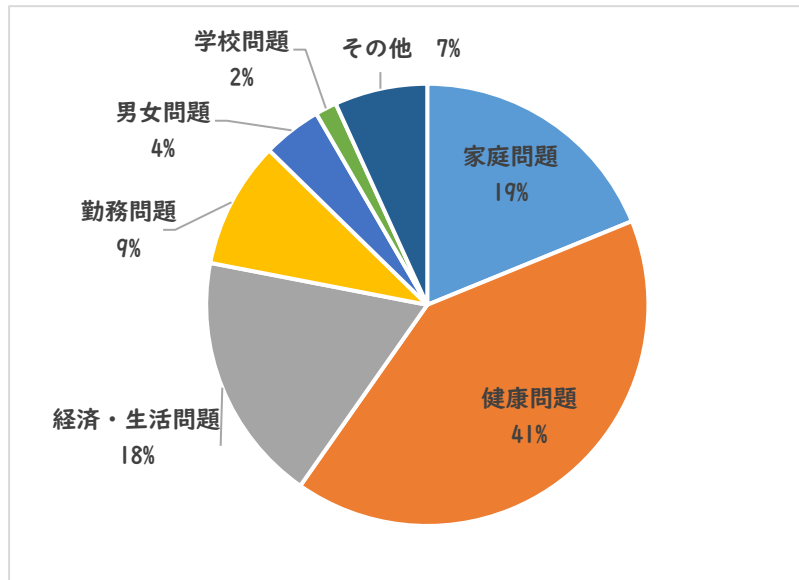


(出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル2023」)

(4) 原因・動機別順位

平成30年～令和4年の本県の自殺者の原因・動機別の状況を見ると、健康問題が約4割を占め、次いで「家庭問題」、「経済・生活問題」の順となっています。

図6 原因・動機の別割合 (H30年～R4年)



(出典：厚生労働省 自殺の統計(自殺日・住居地))

(5) 年齢階級別の死因順位

年代別の死因では、10～19歳、20～29歳、30～39歳において自殺が死因の第1位、40～49歳では死因の第2位となっています。

表1 2018～2022年における死因順位別・年代別死亡数・構成割合

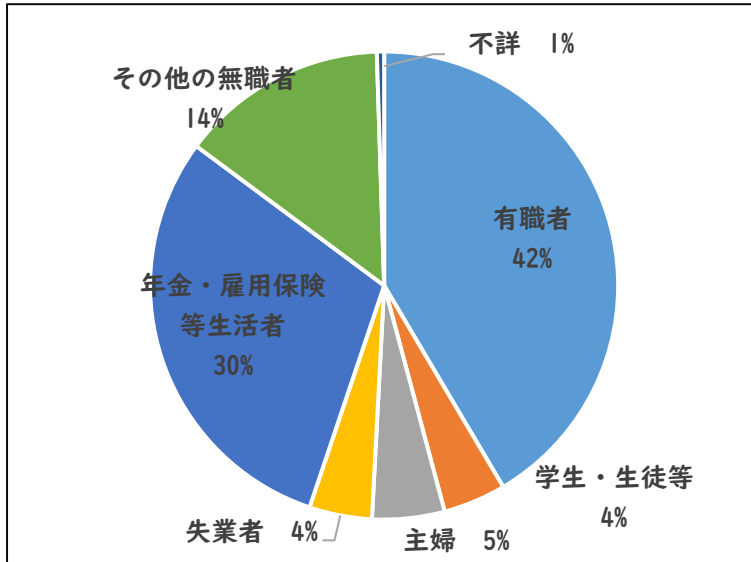
年齢階級	第1位			第2位			第3位		
	死因	死亡数	割合	死因	死亡数	割合	死因	死亡数	割合
10～19歳	自殺	18	27%	悪性新生物	12	18%	その他の神経系の疾患	9	13%
20～29歳	自殺	82	55%	不慮の事故	18	12%	悪性新生物	15	10%
30～39歳	自殺	78	33%	悪性新生物	59	25%	不慮の事故	25	11%
40～49歳	悪性新生物	235	36%	自殺	102	16%	心疾患	75	12%
50～59歳	悪性新生物	605	43%	心疾患	189	13%	脳血管疾患	107	8%
60～69歳	悪性新生物	1968	47%	心疾患	542	13%	脳血管疾患	258	6%
70～79歳	悪性新生物	3900	39%	心疾患	1283	13%	脳血管疾患	696	7%
80～89歳	悪性新生物	5138	24%	心疾患	3474	16%	脳血管疾患	1811	9%
90～99歳	心疾患	3556	20%	老衰	3203	18%	悪性新生物	2275	13%
100歳～	老衰	579	37%	心疾患	303	19%	肺炎	126	8%

(出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル2023」)

(6) 職業別の自殺者の状況

自殺者の職業別の割合をみると、「有職者」が最も多く、次いで「年金・雇用保険等生活者」となっています。有職者の内訳をみると、全国割合と同様の割合となっています。

図7 福井県の職業別自殺者割合 (H30年～R4年)



(出典：厚生労働省 自殺の統計 (自殺日・住居地))

(出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2023」)

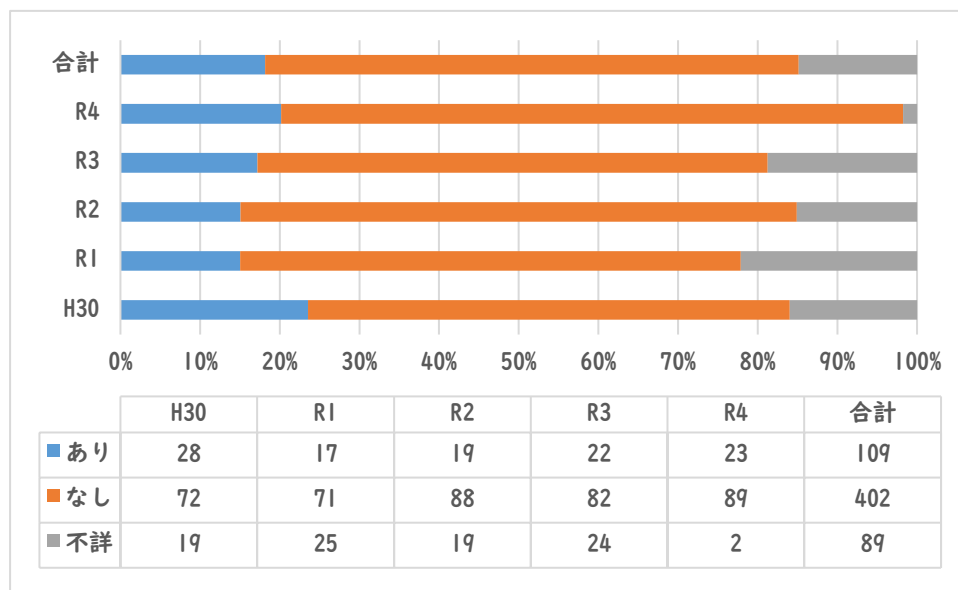
表2 有職者の自殺の内訳

職業	自殺者数	割合	全国割合
自営業・家族従業者	45	17.70%	17.50%
被雇用者・勤め人	209	82.30%	82.50%
合計	254	100%	100%

(7) 自殺未遂の状況

自殺未遂歴の有無については、全体の約2割が未遂歴「あり」となっています。

図8 自殺者の自殺未遂歴の有無の割合



(出典：厚生労働省 自殺の統計 (自殺日・住居地))

2 今後の課題

福井県では、「福井県自殺・ストレス防止対策協議会」を設置し、医療や福祉、教育など様々な分野の関係機関と協力して自殺対策に取り組んできました。その結果、本県の自殺者数は減少傾向にあり、令和4年には114人と、平成21年と比較し人数で82人減少しました。

しかしながら、依然として、毎年100人を超える多くの方が自ら命を絶たれているという深刻な状況が続いています。「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するために、以下の3つを重点課題として、さらに自殺対策を充実させていきます。

課題（1）地域における総合的な支援体制の強化

自殺の問題は、一部の人の問題ではなく、誰もが当事者となり得る重大な問題であり、自身にも身近な人にも起こり得ることであると認識し、自殺対策および精神疾患やメンタルヘルス等への理解と関心の促進を図る必要があります。

県のホッとサポートふくいの電話相談件数は年々増加しており、令和4年には約7600件の相談がありました。最も多い相談の種別はこころの健康に関するものであり、こころの相談のニーズが高まっていると言えます。そのため、SNS等様々な手法の相談体制を充実させるとともに、相談に繋がりがやすいような積極的な相談窓口の周知等を推進する必要があります。

課題（2）ライフステージ別の対策の充実

自殺の要因は様々ですが、世代ごとに自殺の原因・動機は異なります。

子ども・若者では、学校での人間関係、働き世代では、健康問題や勤務問題、高齢者では、健康問題が最も多くなっていることから、各世代の状況に応じた適切な支援を提供する体制づくりを推進する必要があります。

課題（3）ハイリスク者への支援の充実と強化

自殺者のうち自殺未遂歴のある人は約2割となっており、自殺未遂者が自殺の再企図をする危険性は高いと言えます。また、一般的にひきこもりやアルコール依存症等から、二次的にうつ病を発症することが多く、自殺の危険性が高まると言われています。

これらの自殺のハイリスク者を早期に発見し、必要な支援につなげられるよう保健、医療、福祉、教育、労働その他が有機的に連携し、「生きることの包括的支援」としての対策、サービス提供体制づくりを推進する必要があります。

第3章 自殺対策推進に関する基本的な考え方

基本理念

「誰も自殺に追い込まれることのない

社会の実現を目指す」

1 基本方針

令和4年（2022年）10月に閣議決定された自殺総合対策大綱の基本認識と基本方針を踏まえて、本県では、以下の5つの基本方針に基づいて自殺対策を推進します。

（1）「生きることの包括的な支援」を推進する

多重債務や生活困窮、介護、ひきこもり、児童虐待、性暴力被害、性的マイノリティ等の分野に関わる「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が、心身の健康や自己肯定感の向上、信頼できる人間関係の構築等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を上回ったときに自死のリスクが高まることから、生きることの阻害要因を減らし、生きることの促進要因を増やす取組の両方を同時に展開していく必要があります。このため、関係するあらゆる機関や施策を総動員し、生きることの包括的な支援を推進します。

（2）関連施策との有機的な連携を強化した総合的な自殺対策を推進する

自殺に追い込まれつつある方は、保健・医療的な支援だけでなく、その背景にある社会・経済的な課題に対する包括的な支援を求めており、地域における関係機関がネットワークを構築し、施策間の連携を図り、総合的に自殺に追い込まれつつある方が抱える複雑な問題に対応していくことが重要です。

多重債務や生活困窮、介護、ひきこもり、児童虐待、性暴力被害、性的マイノリティ等様々な分野で生きる支援にあたる方々が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有するとともに、福井県自殺・ストレス防止対策協議会や市町の自殺対策協議会等を通じた連携を構築し、総合的な支援体制づくりを推進します。

（3）実践と啓発を両輪として推進する

自殺に追い込まれることは「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は一般にはなかなか理解され難いという現実もあります。このため、「危機に陥った場合には誰かに援助を求める」ことが大変重要であるということを県民一人ひとりが理解し、自らの危機に適切に対応するとともに、身近にいるかもしれない

自殺を考えている人のサインに早く気づき、専門機関と連携し地域での見守りにつなげていけるよう、県民への自殺及び精神疾患等に対する正しい理解を促すための普及啓発や教育を推進します。

(4) 関係機関および県民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

生きるための包括的な支援が求められる自死対策が最大限の効果を発揮するためには、県や市町村、関係団体、民間団体、企業、学校、県民等が連携・協働し、自殺対策を総合的に推進することが不可欠です。このため、各関係機関および県民が果たすべき役割を明確化し、相互の連携・協働の仕組みづくりを推進します。

【県】

県は、本県における総合的かつ効果的な自殺対策の推進を図るため、福井県自殺・ストレス防止対策協議会等の意見を踏まえた「福井県自殺対策計画」を策定するとともに、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けた関係機関との連携や関係機関の取組を支援します。また、県自殺対策主管課や各保健所を通じて、市町が行う自殺対策計画の改定を支援するほか、ハイリスク者の相談や自死遺族に対する支援を行うとともに、広く自殺に関する正しい理解の普及に努めます。

【市町】

市町は、地域における自殺の実態を把握し、特性を踏まえた自殺対策計画を策定するとともに、必要な自殺対策事業の企画・実施を通じて、直接的な自殺対策を推進します。また、住民に最も身近な機関として、多様な施策や窓口を通じて住民の自殺リスクを早期に発見し、関係機関の支援につなげるほか、県等と連携し、自殺に関する正しい理解の普及や人材の育成が求められます。

【関係団体・民間団体】

保健、医療、福祉、教育、労働、法律、その他自殺対策に関係する支援機関や専門職の職能団体及び活動内容が自殺対策に資する関係団体・民間団体には、その活動内容の特性等に応じて自殺対策への積極的な参画が求められます。特に医療機関においては、自殺に追い込まれる過程で精神疾患を発症した患者や自殺企図者に接することが多いことから、医学的アプローチに加え、関係する団体と連携した支援の実施が求められます。その他、関係団体・民間団体は、自殺防止活動だけでなく、関連する分野の活動も自殺対策に寄与し得ることにも留意し、県および市町等と連携しながら、包括的な自殺対策の推進に協力することが求められます。

【企業】

働き盛り世代の自死は深刻な問題であり、長時間労働や職場の人間関係から心身の不調を来し自殺に追い込まれる方も多いことから、それぞれの職場で心身の健康の保持増進に関する理解を深め、相談体制や職場環境の改善、適切な受療機会の提供に努めるなど、早期発見・早期治療のための環境づくりが重要です。企業は、被雇用者の健康の保持増進に対する責任を強く認識するとともに、自殺は本人やその家族に苦痛を与え、結果として企業の活力や生産性が低下し、経営悪化が労働環境の悪化を招くといった悪循環を引き起こすことを理解した上で、積極的な自殺対策の取組が求められています。

【学校】

児童生徒に対しては、心身の健康の保持増進や、自己および他者を尊重する共生社会への理解、生活上の困難やストレスに直面したときの対処法に関する教育が必要であり、今後の人生をしっかりと生き抜く土台づくりを推進することが重要です。

教職員や保護者に対しては、いのちの大切さに関するより深い理解を促し、児童生徒が発する SOS を早期に発見し、専門家等の支援につなげることや、児童生徒が相談しやすい関係の構築を図ることが求められます

【県民】

県民一人ひとりが、自殺や心の健康への関心を高めるとともに、県や市町等が行う自殺対策に協力することが期待されます。

自殺に追い込まれることは「誰にでも起こり得る危機」であり、「防ぐことができる死」でもあります。危機に陥りそうな場合には、誰かに援助を求めても良いということを理解し対処するとともに、危機に陥った人の心情や背景への理解を深めるよう努め、周りの人の心の不調や自殺のサインに気付き、寄り添い、声を掛け、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくなど、自殺対策の主役として取り組むことが重要です。

(5) 自殺者やその家族等の名誉および生活の平穩に配慮する

自殺対策基本法第9条には、「自殺者および自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない」と定められていることを踏まえて、県や市町、民間団体等の自殺対策に関わる県民一人ひとりがこのことを改めて認識して自殺対策に取り組むことが求められます。

第4章 自殺対策推進のための具体的な取組

この計画の基本理念「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」に基づき、「地域における総合的な支援体制の強化」「ライフステージ別の対策の充実」「ハイリスク者への支援の充実と強化」の3つの基本目標を掲げ、総合的に政策を進めます。

基本目標1 地域における総合的な支援体制の強化

県民が、自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、精神疾患やメンタルヘルス等に関する正しい知識を持って周囲の人々へ接することができるよう人材育成を推進していきます。また、悩みを抱えている人が相談しやすい体制づくりや、地域レベルの実践的な取組を推進していきます。

基本目標2 ライフステージ別の対策の充実

子ども・若者、働き世代、高齢者など、それぞれのライフステージに応じた適切な支援を提供する体制づくりを推進していきます。

基本目標3 ハイリスク者への支援の充実と強化

自殺のハイリスク者を早期発見し、必要な支援につなげられるよう保健・医療・福祉が連携した体制づくりを推進するとともに、ハイリスク者への具体的支援を実施していきます。また、新型コロナウイルス感染症により顕在化した困難な問題を抱える女性への支援を強化していきます。

基本目標Ⅰ 地域における総合的な支援体制の強化

重点施策Ⅰ 県民一人ひとりの気づき力の向上

自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る役割を担う人材（ゲートキーパー）を育成するとともに、精神疾患やメンタルヘルスの正しい知識を持つ人材（心のサポーター）の養成を推進します。

また、自殺や自殺に関連する事象に関する正しい知識の普及を推進します。

施策（Ⅰ）自殺対策を支える人材（ゲートキーパー、心のサポーター）の育成を推進

①全県的なゲートキーパーの養成を推進（健康福祉センター、市町）

住民の支援に携わる保健・医療・福祉等の各分野の職員をはじめとした行政機関・教育機関・事業所の職員および地域の身近にあるスーパーや郵便局、理美容店等の従業員、また高等学校や大学等の生徒・学生等に対し、ゲートキーパー養成のための研修を行い、自殺対策の基礎知識や自殺に傾いた人への対応、適切な機関につなぐための知識やスキルを学ぶ機会を設けます。これにより、自殺対策の共通認識と危機意識を持つことを目指し、また、「自殺の危険を示すサイン」を見逃さない地域づくりを目指します。

②ゲートキーパー等の資質の向上（障がい福祉課、健康福祉センター、市町）

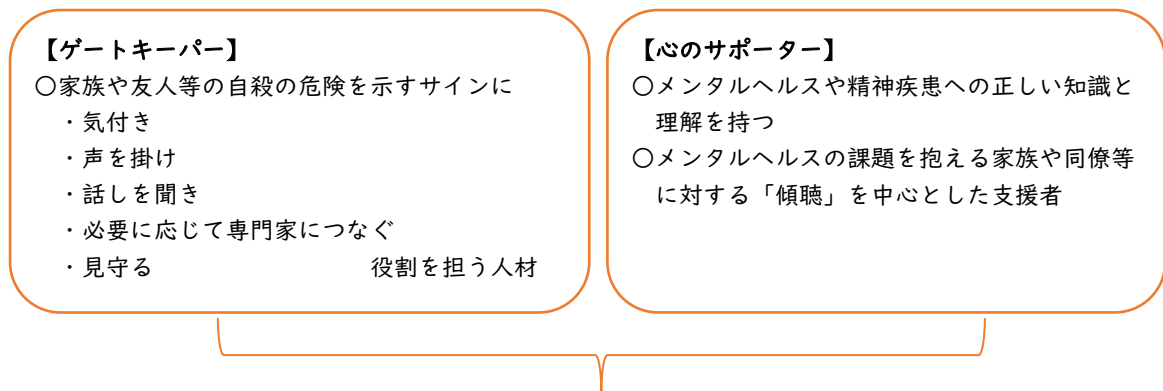
相談対応力の向上や連携体制等の強化など、ゲートキーパーの資質向上を図る研修を充実します。

③自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識および精神疾患やメンタルヘルスの正しい知識を持つ人材（心のサポーター）を増やし、心の不調に悩む人をサポートする社会づくりを推進（障がい福祉課）

本県は同居率が全国よりも高いこともあり、「同居人がいる者」の自殺割合が全国平均よりも高い現状にあるため、市町と連携し、メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識と理解を持ち、家族等身近な人に対し傾聴を中心とした支援ができる人を養成します。

こころの病気を持つ人に対する差別や偏見を持つことなく共生できる風土づくりや、心の不調の早期発見やサポートに役立つ、知識や方法を習得することで、地域全体の自殺予防の意識を底上げします。

図9 ゲートキーパーと心のサポーターの役割



期待される役割は異なりますが、共通する部分もあります。

④自殺予防・対策に携わる人への心のケア推進

悩みを抱える方たちだけでなく、それを支援する家族や知人等を含めた支援者が、心の健康を維持できるよう、相談対応スキルやセルフケアスキルに関する研修等による支援を行います。

施策（2）自殺対策の正しい知識・情報の普及

①自殺予防キャンペーン等の実施（障がい福祉課、精神保健福祉センター、市町）

自殺予防週間（9月）や自殺対策強化月間（3月）に合わせ、自殺対策のパンフレットやチラシ等を作成・配布するとともに、県のホームページや広報誌、SNS、動画広告などを活用し、県民に自殺予防に関する正しい知識および相談窓口の普及啓発を図ります。

また、自殺・ストレス防止対策協議会委員や市町とともに、街頭キャンペーンを実施し、正しい自殺予防の知識について普及します。

②自殺対策におけるこころの健康講座の実施

（健康福祉センター、精神保健福祉センター、市町）

市町や健康福祉センター等において、各地域の自殺の実態を踏まえ、うつ病等の精神疾患やこころの健康に関する講座を開催し、住民への自殺対策に対する関心を高め、知識の普及を図ります。

重点施策2 多様な相談体制の強化

悩みを抱える人が、いつでもどこでも相談でき、適切な支援を受けられるよう、県、関係団体等が連携して、相談に応じることができる体制を強化していきます。

また、自殺予防に資する情報を、県民が容易に入手できるよう、関係機関のネットワーク等を通じて自殺予防に関する情報を提供します。

施策（1）相談窓口・支援体制の強化・充実

①多様な手法による相談体制の整備

（障がい福祉課、健康福祉センター、精神保健福祉センター）

様々な年代の相談者が利用しやすいよう、電話、対面（来所、訪問）、メールやSNSなど多様な手法による相談体制を構築します。また、様々な悩みの相談をワンストップで医療機関等の関係機関に繋げる体制づくりを行います。

②SNSを使った夜間や休日の相談体制の充実（障がい福祉課、精神保健福祉センター）

国が選定する基幹SNS相談事業者や民間団体と連携し、夜間・休日の相談体制を整備・拡充するとともに、相談者のうち自殺リスクの高い者については、健康福祉センターや市保健所と連携し支援に繋ぐ体制を整備します。

③各種相談の設置・充実（関係各課）

健康問題、就労問題、経済問題、生活問題など、様々な悩みに応え、生活の基盤を支えるための各種相談窓口の充実を図ります。

④相談員の資質の向上（関係各課）

労働や教育、経済分野等の相談窓口担当者にメンタルヘルスや自殺予防に関する知識の習得を促進し、相談支援の資質向上を目指します。

⑤インターネット等の多様な媒体を使った自殺相談窓口等の周知（障がい福祉課）

自殺の背景となりうる健康問題や労働問題、消費・生活問題等に関する様々な分野の相談窓口を分かりやすくまとめ、リーフレットやSNS、動画広告等で周知を行います。

施策（２）自殺予防に関する情報提供

①SNSやインターネット等を通じた自殺対策事業の情報提供（障がい福祉課）

うつ病や労働問題、生活困窮など自殺の原因・動機となりうる様々な分野の講演会等を取りまとめ、ホームページやSNS等を使って積極的に情報発信を行います。

【再掲】②自殺予防キャンペーン等の実施（障がい福祉課、精神保健福祉センター、市町）

自殺予防週間（9月）や自殺対策強化月間（3月）に合わせ、自殺対策のパンフレットやチラシ等を作成・配布するとともに、県のホームページや広報誌、SNS、動画広告などを活用し、県民に自殺予防に関する正しい知識および相談窓口の普及啓発を図ります。

また、自殺・ストレス防止対策協議会委員や市町とともに、街頭キャンペーンを実施し、正しい自殺予防の知識について普及します。

【再掲】③インターネット等の多様な媒体を使った自殺相談窓口等の周知（障がい福祉課）

自殺の背景となりうる健康問題や労働問題、消費・生活問題等に関する様々な分野の相談窓口を分かりやすくまとめ、リーフレットやSNS、動画広告等で周知を行います。

重点施策3 市町への支援体制強化

市町自殺対策計画の改定や地域における実践的な自殺対策の取組を推進するため、市町への支援を強化します。

また、自殺未遂者や自死遺族等、対応困難事例への支援を行います。

施策（１）市町自殺対策計画の改定等の支援

①市町への情報提供等（障がい福祉課、健康福祉センター）

福井県自殺対策推進センターが自殺対策に資する情報収集とその提供を行います。また、市町や健康福祉センターの担当者と連絡会を開催し、本県の自殺の状況や課題、取組等を共有します。

②市町自殺対策計画改定等の支援（障がい福祉課、健康福祉センター）

市町において実効性のある自殺対策を実施できるよう、市町自殺対策計画の改定についての助言や支援を行います。

施策（２）市町自殺対策協議会による自殺対策の推進

①地域の実情に基づいた自殺対策の推進（障がい福祉課）

地域の実情に基づいた自殺対策や、各市町自殺対策計画の進捗管理を行い、各市町の自殺対策協議会にて実施するよう推進していきます。

②自殺対策に資する取組を行う市町等に対する支援（障がい福祉課）

市町が地域の特性に応じて実施する自殺対策事業に対して支援を行います。

重点施策４ 民間団体への活動支援

自殺対策において、重要な役割を担う民間団体の活動を支援するため、必要な施策を講じていきます。

施策（１）民間団体の実施する自殺対策事業に対する支援

①民間団体の実施する先駆的・試行的な取組に対する支援（障がい福祉課）

県および市町における自殺対策の取組を推進するため、民間団体の実施する先駆的・試行的な自殺対策や効果的な事業、新たな調査研究等を支援します。

②自死遺族への取組に対する支援（障がい福祉課）

自殺等により遺された人に迅速な支援を行うとともに、遺族等への必要な情報の提供や自死遺族の集い等を実施している団体を支援します。

③ハイリスク地における取組に対する支援(障がい福祉課)

ハイリスク地を管轄する市町や関係機関と連携し、声かけや保護などの活動を継続するとともに、水際対策の強化や安全管理の徹底、支援情報等の掲示を実施している団体を支援します。

④こころの健康相談の取組に対する支援(障がい福祉課)

相談ニーズの多い夜間や休日等に、こころの悩みを抱える人の相談を行っている民間団体を支援します。また、相談員の養成、質の向上等について支援を強化します。

⑤精神障がい者への理解を促進する取組に対する支援（障がい福祉課）

うつ病や依存症などの精神疾患や精神障がい者に関する正しい知識の普及と、住民の理解促進や、精神疾患の患者や家族など気軽に相談できる体制づくりを行う民間団体を支援します。

⑥地域における連携体制の確立（障がい福祉課、健康福祉センター）

県や各健康福祉センターで自殺対策に関する協議会を開催し、自殺の状況等の情報共有を行うとともに、市町、医療機関、地域関係団体等と連携して地域レベルでの実践的な取組を推進していきます。

⑦いのちを支えるネットワーク体制の構築（障がい福祉課、精神保健福祉センター）

県、市町、医療機関、民間団体（自死遺族会やこころの電話等）をはじめ司法や就労、宗教関係等の様々な分野の団体が自殺対策に関する情報共有や事例検討等を実施し、地域で連携した自殺対策を行うことができるネットワーク体制を構築していきます。

基本目標2 ライフステージ別の対策の充実

重点施策1 子ども・若者への取組の充実

子どもに対しては、学校におけるこころの健康づくりを進めるとともに、学校の実情や発達段階に応じてSOSの出し方等自殺予防に関する教育を進めていきます。

また、いじめの防止等に取り組むとともに、様々な悩みを抱える児童生徒にきめ細かく対応するため、専門スタッフや関係機関と連携した教育相談体制を充実していきます。

子ども・若者の自殺予防、自殺対策に関わる支援者支援の充実も進めていきます。

施策(1) 学校におけるこころの健康づくりの推進

①命を大切にすることの育成（高校教育課、義務教育課）

道徳教育を中心に学校教育活動全体を通して、自らがかけがえのない存在であることを児童生徒に伝えるとともに、発達段階に応じて自他の命を大切にすることの育成を図ります。

②いじめ防止対策の推進（高校教育課、義務教育課）

子どもたちが安心して学校生活を過ごせるよう、福井県いじめ防止基本方針に基づき、学校・家庭・地域が連携しながら、いじめの未然防止、早期発見、事案対処に組織的に取り組みます。

③インターネット適正利用の促進（県民安全課、高校教育課、義務教育課）

SNS等を利用した、いじめやインターネット依存症などを未然に防止するため、適切な使い方について指導・啓発します。また、電子メール（メルマガ）を通じて、児童生徒や保護者へネット上の危険に関する情報を提供します。

④生徒・教職員を対象としたメンタルヘルスセミナーの実施（障がい福祉課）

ストレス対処法や心の健康を管理する力を身に付けるとともに、教職員が生徒のメンタルヘルス不調に適切に対応でき、生徒からのSOSを受け止めることができるよう、メンタルヘルスセミナーを実施します。

施策（2）子どもの自殺予防に関する取組の推進

①SOSの出し方教育の継続・推進（高校教育課、義務教育課）

子どもたちが様々な困難やストレスへの対処方法を身に付け、危機に直面した時に信頼できる大人に助けを求めることができるよう、発達段階に応じて、具体的なSOSの出し方に関して学ぶ学習を推進していきます。

②1人1台端末を活用した心や体調の変化の早期発見を推進

（高校教育課、義務教育課）

児童生徒の自殺が増加傾向となりやすい長期休業明け前後等に、1人1台端末等を活用した健康観察・教育相談システム用いて、自殺リスクの早期把握に取り組めます。また、可視化されたデータを基に必要な支援への繋ぎや対応策を講じる等フォローを行います。

②教職員による児童生徒の理解促進（高校教育課、義務教育課、保健体育課）

30代～40代の教職員や養護教諭、生徒指導主事等を対象とした研修を実施し、児童生徒への理解を深めます。また、教育活動全体に有用な相談対応、知識、技能を習得できる機会を充実します。

施策（3）教育相談支援の充実

①スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用（高校教育課、義務教育課）

面談等を通して児童生徒のこころのケアを行うスクールカウンセラーや、関係機関との連携や家庭訪問を行うスクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、学校における教育相談体制の充実を図ります。

②いじめ電話相談の実施（義務教育課、教育総合研究所）

教育総合研究所内の教育相談センター職員と電話相談員による24時間、365日電話相談を実施し、児童生徒や保護者からのいじめをはじめとする相談対応を行います。また、緊急の事案については児童相談所や警察等と連携し対応します。電話相談周知のため、県内全ての国立、私立の小中高生へ周知用カードを配布する等周知強化を行います。

③ SNS相談の実施（義務教育課、高校教育課）

中学生、高校生を対象として、土日、ゴールデンウィーク、長期休業明け前後の午後5時から午後9時にLINEによる相談を実施し、生徒の悩み相談に対応します。

【再掲】④多様な手法による相談体制の整備

（障がい福祉課、健康福祉センター、精神保健福祉センター、教育総合研究所）

様々な年代の相談者が利用しやすいよう、電話、対面（来所、訪問）、メールやSNSなど多様な手法による相談体制を構築します。また、様々な悩みの相談をワンストップで関係機関に繋げる体制づくりを行います。

施策（4）若年層に向けた自殺対策の取組および相談窓口の周知の強化

①若年層を対象とした普及啓発の実施（障がい福祉課）

若者が抱える悩みや不安、メンタルヘルスに関することを相談できる窓口の周知を行うとともに、若年層に好発するとされる精神疾患（統合失調症、うつ病、摂食障害等）に関する研修やセミナー等の周知を行います。

【再掲】②自殺予防キャンペーン等の実施（障がい福祉課、精神保健福祉センター、市町）

自殺予防週間（9月）や自殺対策強化月間（3月）に合わせ、自殺対策のパンフレットやチラシ等を作成・配布するとともに、県のホームページや広報誌、SNS、動画広告などを活用し、県民に自殺予防に関する正しい知識および相談窓口の普及啓発を図ります。

また、自殺・ストレス防止対策協議会委員や市町とともに、街頭キャンペーンを実施し、正しい自殺予防の知識について普及します。

施策（5）自殺や自殺未遂発生後の周囲および支援者への支援

①遺児等への支援（義務教育課、高校教育課）

スクールカウンセラーを派遣し、児童生徒（特にリスクの高い児童生徒）の心のケアに万全を期し、後追い等の関連自死を防ぎます。

②自殺・自殺未遂者の周囲の生徒・児童等への支援（義務教育課、高校教育課）

スクールカウンセラーを派遣し、自殺が起こった際の周囲の関係者に対するメ

ンタルケアを実施します。

③こども・若者の自殺危機対応チームによる支援者支援

若年層（40歳未満）の自殺未遂歴がある者や自傷行為の経験がある者、自死遺族等、自殺リスクの高い者を直接支援する支援者を支援するため、弁護士や精神科医、小児科医、心理士、精神保健福祉士等の専門家を派遣しケースへの助言を行います。

④学校以外で問題を抱える児童生徒に関する相談支援（地域福祉課、児童家庭課）

児童相談所や各市町児童相談担当課において、児童虐待や養護問題など家庭内の問題に関する相談に対応します。

重点施策2 働き世代に対する理解促進・強化

自殺者の多い働き世代に対して、職場におけるメンタルヘルス対策を推進するとともに、ジェンダーバイアスに配慮した相談しやすい環境を整備します。

施策（1）職場におけるメンタルヘルス対策の推進

①ストレスチェック等の促進（障がい福祉課、総合福祉相談所、労働政策課）

ストレスチェックが義務化されていない中小企業等を対象にメンタルヘルスセミナーやストレスチェックの実施を促進し、メンタルヘルス不調の未然防止に努めます。

②企業経営者等に対する理解促進（障がい福祉課）

企業経営者や人事担当者に対する講演会等を通して、職場全体で自殺対策に取り組む必要性の理解促進に向けた働きかけを行います。

③女性の再就職等の支援（女性活躍課）

ふくい女性活躍支援センターにて、結婚、出産、子育て等により離職した女性に対し、職業紹介や保育所の紹介、再就職セミナー等を開催し、一人ひとりの状況に応じた再就職等を支援します。

④こころと身体の健康づくりの推進（健康政策課、障がい福祉課、市町）

「健康づくり応援計画」策定により県の健康づくりの方針を定め、運動や食生活、睡眠などの生活習慣の改善、ストレスのコントロール等を通して、こころと身体の健康づくりを推進していきます。

施策（２）働き世代における相談体制の強化

①男性相談員による電話相談日を設定（障がい福祉課）

「男性だから」といったジェンダーバイアスにより相談しにくく、様々な悩みを抱える働く男性のための、男性相談員による電話相談日を設ける等、相談しやすい環境を整備します。

②労働相談の充実（労働政策課、精神保健福祉センター）

労働相談窓口を設置し、労働条件、職場環境等各種労働問題に関する電話や面談、メール等での相談を受け付けるほか、ストレスチェックの夜間受付を行うなど労働相談の充実を図ります。

③小規模事業者等への支援の充実（経営改革課）

商工会・商工会議所等と連携して、経営の安定・改善・改革に取り組む小規模事業者等の経営者に対し、必要な相談支援等を実施します。

【再掲】④SNSを使った夜間や休日の相談体制の充実（障がい福祉課、精神保健福祉センター）

国が選定する基幹SNS相談事業者や民間団体と連携し、夜間・休日の相談体制を整備・拡充するとともに、相談者のうち自殺リスクの高い者については、健康福祉センターや市保健所と連携し支援に繋ぐ体制を整備します。

重点施策３ 高齢者対策の推進

介護者の負担を軽減するため、地域包括支援センターや関係機関と連携し、介護者に対する相談対応や見守りを行います。

また、配偶者と離別・死別した高齢者や退職して役割が少なくなった中高年男性等の孤立を防ぐための居場所づくりを推進するとともに、多職種による在宅患者・家族の見守り体制の充実をはかります。

施策（１）介護者等への支援の充実

①介護者のこころと身体健康づくりの推進（長寿福祉課）

介護者の介護負担やストレスの軽減を図るため、介護支援専門員等が定期的に介護状況のアセスメントを行い、適切なサービスの提供や必要な支援につなぐ体制を強化します。また、相談先等の周知や介護者支援の啓発・広報のほか、介護者の一時的な休息のために利用できるショートステイ等のサービスの整備を進め、介護者のこころの健康と身体の保持・増進を推進します。

②介護相談等の実施（長寿福祉課）

高齢者とその家族等が抱える福祉・保健医療等に関する心配、悩みに応じるため、専門相談窓口を設置し、面接相談および電話相談に対応します。

③介護支援専門員等の支援者に対する研修の充実（長寿福祉課、障がい福祉課）

介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士等の介護事業従事者の研修等の機会を通して、高齢者の健康づくりや自殺対策に関する知識の普及を図ります。

④ふくいみまもりSNSの活用による多職種間の連携促進（長寿福祉課、地域医療課）

福井県医師会の「ふくいみまもりSNS」を活用し、在宅患者やその家族等の心配や悩みを関係機関にて情報共有し、支援を充実させます。

施策（2）社会的な孤立を防ぐための生きがいの推進

①生きがいの推進（長寿福祉課）

地域の高齢者が健康づくりや仲間づくり、こころの拠り所を目的に集まった団体を支援していきます。

②一人暮らしの高齢者に対する支援の充実（長寿福祉課、地域福祉課）

地域の登録ボランティアによる話し相手の確保や老人家庭相談員による安否確認など、一人暮らしの高齢者への見守り体制を充実していきます。

③こころと身体健康づくりの促進（長寿福祉課）

地域で暮らす高齢者を中心に、運動や栄養の講座を実施し、介護予防事業への積極的な参加を促し孤立を防ぎます。また、自分に合った運動の継続と食生活改善により、こころと身体健康を推進します。

基本目標3 ハイリスク者への支援の充実と強化

重点施策1 無職者等への支援の充実

無職者や生活困窮者の中に、自殺リスクを抱えている人が少なくない現状を踏まえ、相談窓口での対応の充実や必要な支援につなげるための体制を整備します。

施策(1) 無職者等への相談窓口の充実等

①若年無職者への対応の充実(労働政策課)

地域の関係機関と連携し、若年無職者等の職業的自立をそれぞれの若者に合った手法で継続的・包括的に支援していきます。

②うつ病の早期発見(障がい福祉課、市町)

ハローワークや健診、健康づくりイベント等でストレスチェックシート等を活用し、うつ病の早期発見に努めます。

【再掲】③自殺予防キャンペーン等の実施(障がい福祉課、精神保健福祉センター、市町)

自殺予防週間(9月)や自殺対策強化月間(3月)に合わせ、自殺対策のパンフレットやチラシ等を作成・配布するとともに、県のホームページや広報誌、SNS、動画広告などを活用し、県民に自殺予防に関する正しい知識および相談窓口の普及啓発を図ります。

また、自殺・ストレス防止対策協議会委員や市町とともに、街頭キャンペーンを実施し、正しい自殺予防の知識について普及します。

施策(2) 生活困窮者への支援の充実

①相互の関係機関とのネットワークの活用

(地域福祉課、障がい福祉課、健康福祉センター、市町)

生活困窮者対策と自殺対策におけるそれぞれの関係機関のネットワークを活用し、連携の強化を図ります。

②生活保護制度の周知(地域福祉課、健康福祉センター、市町)

生活保護制度は、資産や能力等を活用してもなお、生活に困窮する方に対し、健康で文化的な最低限度の生活の保障と自立を助長する制度であることをホームページ等により周知します。

③消費生活に関する相談の実施（県民安全課）

消費生活センター等において、消費者被害者や多重債務問題など消費生活に関する相談を受け付けます。

重点施策2 自殺未遂者およびその家族への支援強化

自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、医療機関と地域関係機関等が連携・協力して、包括的に支援する体制を整備します。

施策（1）救急医療施設等における自殺未遂者への支援の充実

①救急医療機関における自殺未遂者への対応力の向上（障がい福祉課）

救急医療機関等の従事者に対し、自殺未遂者の精神的ケアや、精神科医療につなぐための支援体制等に関する情報提供を行います。

②救急医療機関に搬送された自殺未遂者を精神科医療機関、地域の相談支援機関へつなぐシステムの構築（障がい福祉課、健康福祉センター、県立病院）

自殺未遂者を適切な支援につなげるために、救急外来を擁する精神科医療機関と連携し、搬送または来院した自殺未遂者およびその家族について、地域における継続的支援が必要と判断した場合、地域支援者への情報提供について説明し、同意を得られたケースについては、地域支援者へと繋ぎ支援を行います。健康福祉センター、市保健所、市町を中心とした地域の関係機関は連絡会や事例検討会を実施し、未遂者の再企図防止を図ります。

③自殺未遂者等に対する支援（県警察、健康福祉センター、市町）

県警察において、自殺未遂者等に対し必要に応じてカウンセリングを実施し、救急医療機関や健康福祉センター、市保健所、市町等が相互に連携して支援していきます。

施策（2）相談窓口等の情報提供

①救急医療機関等への自殺ハイリスク者支援に向けた情報提供

（障がい福祉課、健康福祉センター）

救急医療機関に搬送された自殺未遂者等に対し、地域の医療機関や相談機関に適切につなぐためのリーフレットを作成し、情報提供を行います。

【再掲】②多様な手法による相談体制の整備

(障がい福祉課、健康福祉センター、精神保健福祉センター、教育総合研究所)
様々な年代の相談者が利用しやすいよう、電話、対面(来所、訪問)、メールやSNSなど多様な手法による相談体制を構築します。また、様々な悩みの相談をワンストップで関係機関に繋げる体制づくりを行います。

【再掲】③相談窓口の幅広い周知(障がい福祉課)

自殺の背景となりうる健康問題や労働問題、消費・生活問題等に関する様々な分野の相談窓口を分かりやすくまとめ、リーフレットやSNS等で周知を行います。

施策(3) 退院後支援の充実

①地域包括ケアシステムの構築(障がい福祉課、健康福祉センター)

退院後に地域で生活する際に必要な支援を包括的に提供できるよう、保健、医療、福祉等を含めたネットワークの構築を促進していきます。

②入院中からの適切な支援体制の構築(障がい福祉課、健康福祉センター)

入院中から医療機関、健康福祉センター等の関係機関でカンファレンスを実施し、精神疾患により自傷行為を繰り返す人等について適切な支援につなげていきます。

重点施策3 二次的なうつ病の予防

自殺の危険性の高い人を早期に発見し、必要に応じて精神科医療につなぐとともに、様々な相談に対応するなど、適切な保健・医療・福祉サービスが受けられるようにします。

施策(1) がんや難病等の慢性疾患患者等に対する支援

①難病の患者への支援(保健予防課)

医療機関をはじめとする地域の関係機関と連携した支援体制を整備し、患者の持つ様々なニーズに対応して、療養生活での悩みや不安の解消、孤立感や喪失感の軽減を図ります。

②がん患者等への相談支援体制の整備（保健予防課）

がんと診断された時から、患者の苦痛を最小限にするよう悩みや不安に対応し、必要時には専門的なケアにつなぐよう相談支援を充実します。

施策（２）ひとり親や妊産婦等に対する支援

①産後ケア事業の実施体制の強化（こども未来課、市町）

福井県医師会や福井県助産師会、市町と連携し、産後ケア実施施設の拡大や、市町を超えた広域的な産後ケアの利用を可能とするなど、産後ケア事業の実施体制を強化します。

②市町や産科医療機関における妊産婦の精神疾患等に対する対応力の向上

（こども未来課、健康福祉センター、市町）

市町職員や産科医療機関職員を対象に妊産婦のメンタルヘルスケアに関する研修を実施し、妊産婦の精神疾患や産後うつ等に対する対応力の向上を図ります。

③気がかりな妊婦・親子への継続的な支援（こども未来課、健康福祉センター、市町）

気がかりな妊婦・親子について医療機関、市町および健康福祉センターで情報共有を行い、産前・産後を通して継続的に支援します。

④育児不安への支援（こども未来課、健康福祉センター、市町）

すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対する一体的な相談支援を行う市町の「こども家庭センター」の設置を促進するとともに、育児不安や育児ストレスを抱える保護者や妊婦を対象に相談やグループケアを実施します。

⑤妊産婦のメンタルヘルスケアに関する体制の整備

（こども未来課、健康福祉センター、市町）

精神面に不調を抱える妊産婦への適切な支援や円滑な精神科受診調整を行うための体制整備を検討していきます。

⑥ひとり親家庭への支援（児童家庭課、健康福祉センター、市町）

ひとり親家庭等における子育てをはじめとした生活、就業等の様々な悩みについて、早い段階から相談に応じ支援が行き届くよう、情報提供や相談体制を充実します。

⑦配偶者暴力の被害者等への支援（児童家庭課）

配偶者や生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についての相談に応じ、一時保護や保護命令制度の利用についての援助、住宅の確保、経済的支援等を行います。

施策（3）ひきこもりへの支援の充実

①ひきこもりに関する相談支援（障がい福祉課、精神保健福祉センター）

ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもり本人、家族等からの電話、来所、訪問等による相談に応じるとともに医療、保健、福祉、教育、就労等の関係機関と連携し、相談者の状態に応じた適切な支援を行います。

②ひきこもり当事者への支援（障がい福祉課、精神保健福祉センター）

ひきこもり当事者やその家族が、地域で孤立することがないように相談や居場所の提供を行います。

③不登校対策の推進（高校教育課、義務教育課）

学校や家庭、地域等の関係機関と連携し、不登校対策に取り組みます。また、不登校児童生徒へのきめ細かな支援や不登校の未然防止を図ります。

④こどもの居場所づくりの推進（児童家庭課）

家庭や学校に居場所のない子どもに対し、居場所となる場を開設し、学習支援や食事提供等を実施するとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関につなぐ取組みを行います。

施策（4）依存症の支援の充実

①専門医療機関の整備（障がい福祉課）

依存症患者が専門医療を受けることができるよう、医療機関を整備し周知していきます。

②相談支援体制の充実、協議会の設置（障がい福祉課、精神保健福祉センター）

依存症患者が、自助グループ等との連携を図りながら本人や家族が地域で安心して生活できるよう相談支援の充実を図るとともに、依存症の協議会を新たに設置し、県内の依存症支援について情報交換や課題への協議を行います。

③依存症に対する回復プログラム等の実施（精神保健福祉センター）

依存症患者やその家族に対し、回復プログラムの実施や適切な対応方法について学ぶための講座を開催します。

④薬物乱用に関する相談窓口の充実（医薬食品・衛生課、健康福祉センター）

薬物乱用防止指導員協議会の活動を充実させ、各地域で積極的な薬物乱用防止活動を推進します。また、健康福祉センター等に相談窓口を設置し、相談対応に努めます。

重点施策4 大規模災害における被災者のこころのケアの推進

大規模な災害が起きたときに、災害派遣精神医療チーム（DPAT）を派遣し、被災者のこころのケアを実施します。

施策（1）災害時のこころのケアの推進

①被災者のこころのケアの実施（障がい福祉課、健康福祉センター）

大規模災害での様々な生活上の不安や悩みに対し、支援者を含めた被災者へのこころのケアを実施していきます。

②災害派遣精神医療チーム（DPAT）の充実（障がい福祉課）

被災地域において適切な災害保健医療活動が行えるよう、県内精神科病院と連携しDPATの充実を図ります。

重点施策5 女性に対する支援の強化

予期せぬ妊娠や配偶者等からの暴力等、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により顕在化した困難な問題を抱える女性への支援を行います。

施策（1）困難な問題を抱える女性への支援

- ①女性相談支援センターを中心とした相談支援体制を整備するとともに、LINE 等を使用した相談窓口の周知（児童家庭課）

性暴力や性的搾取などの性被害、不安定な就労状況や孤立などの社会的困窮、配偶者からの暴力を含め家庭内暴力など、女性が「女性であること」により抱えている困難な問題についての相談に応じ、一時保護や自立のための支援を行います。

- ②女性への寄り添い支援（女性活躍課）

女性の孤独・孤立を防ぐため、「ふくいウイメンズ・オアシス」においてピアサポートサロンを開催し、悩みや経験、情報を分かち合いながら、心の余裕を取り戻すネットワークづくりを支援します。

- 【再掲】③女性の再就職等の支援（女性活躍課）

ふくい女性活躍支援センターにて、結婚、出産、子育て等により離職した女性に対し、職業紹介や保育所の紹介、再就職セミナー等を開催し、一人ひとりの状況に応じた再就職等を支援します。

施策（2）妊産婦のメンタルヘルスケアの強化

- 【再掲】①産後ケア事業の実施体制の強化（こども未来課、市町）

福井県医師会や福井県助産師会、市町と連携し、産後ケア実施施設の拡大や、市町を超えた広域的な産後ケアの利用を可能とするなど、産後ケア事業の実施体制を強化します。

- 【再掲】②市町や産科医療機関における妊産婦の精神疾患等に対する対応力の向上

（こども未来課、健康福祉センター、市町）

市町職員や産科医療機関職員を対象に妊産婦のメンタルヘルスケアに関する研修を実施し、妊産婦の精神疾患や産後うつ等に対する対応力の向上を図ります。

【再掲】③気がかりな妊婦・親子への継続的な支援（こども未来課、健康福祉センター、市町）
気がかりな妊婦・親子について医療機関、市町および健康福祉センターで情報共有を行い、産前・産後を通して継続的に支援します。

【再掲】④育児不安への支援（こども未来課、健康福祉センター、市町）
すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対する一体的な相談支援を行う市町の「こども家庭センター」の設置を促進するとともに、育児不安や育児ストレスを抱える保護者や妊婦を対象に相談やグループケアを実施します。

【再掲】⑤妊産婦のメンタルヘルスケアに関する体制の整備
（こども未来課、健康福祉センター、市町）
精神面に不調を抱える妊産婦への適切な支援や円滑な精神科受診調整を行うための体制整備を検討していきます。

第5章 評価指標

Ⅰ 数値目標

数値目標（案）	現状	目標（2028）	備考
福井県の自殺死亡率	14.9 (2022)	10.9	自殺の統計（厚生労働省）
総合福祉相談所での相談件数	7,664 件 (2022)	8,000 件以上/年	県事業
ゲートキーパー研修受講者	877 人 (2022)	1,000 人	厚生労働省ゲートキーパー養成数調査
ゲートキーパー研修受講後アンケート (理解度：よくわかったと回答した割合)	—	80%	研修受講後アンケート
心のサポーター養成研修後アンケート (理解度：よくわかったと回答した割合)	—	80%	研修受講後アンケート
自殺対策・事業への理解度、認知度	—	80%	アンケート調査
市町計画改定状況	全市町策定済 (R4 時点)	見直し実施年度 における改定 100%	県事業
働き世代（20～50代）の自殺死亡率	6.9 (2022)	5.0	自殺の統計（厚生労働省）
ストレスチェック票の使用実績（配布数）	26,984 枚 (R4)	30,000 枚	県事業
男性相談員による電話相談件数	—	24 件（2 件/月）	県事業
生徒・教職員向けメンタルヘルスセミナーの参加者数	2,090 人 (2022)	3,000 人	県事業
県内救急医療機関への自殺未遂者支援等の研修に関する周知	—	全数	県事業

第6章 推進体制

Ⅰ 推進体制

自殺対策の推進に当たっては、自殺対策に関する取組の有機的な連携が図られるよう、庁内の関係課等と相互に必要な連絡・調整を行うとともに、事業者、関係団体との連携を図ります。

計画を着実に推進するため「福井県自殺・ストレス対策協議会」において、計画目標の達成状況および施策の推進状況について必要な事項を協議し、総合的、効果的な取組を推進します。

自殺対策に資する事業一覧

(1)地域における総合的な支援体制の強化

令和6年3月末現在

1 県民一人ひとりの気づき力の向上						
No.	事業名	事業内容	担当部局	担当課		
1	認知症フレンドリー社会推進事業	認知症の人や家族が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを推進するため、認知症についての正しい知識を持ち理解を深める活動を行う認知症サポーターを養成するとともに、サポーターを中心として認知症と思われる高齢者等の見守りや相談対応等、支援をつなぐ仕組み(チームオレンジ)を全市町に整備する。	健康福祉部	長寿福祉課		
2	家族介護者等支援推進事業	介護者が孤立することなく、適切な介護サービスの活用や必要な支援を受けながら、地域で安心して介護ができるよう、介護者の見守りや相談体制等を強化する。		健康福祉部	障がい福祉課	
3	ゲートキーパー養成研修	窓口職員等を対象に、ゲートキーパーの養成研修を実施する。				
4	地域生活支援事業	専門性の高い意思疎通支援を行う者(手話通訳者、要約筆者等)の養成や障害者相談員の資質向上、障害者自身の生活向上訓練等障害のある人が地域で暮らすために必要な事業を行う。				
5	盲ろう者向け通訳・介助派遣事業	盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーションおよび移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助を派遣する。				
6	就労を含めた社会的な問題への対応	拠点病院がん相談支援センターの相談員に対し社会生活に関する不安に対応するための研修を充実させる。				保健予防課
7	看護職員資質向上推進事業	訪問看護ステーションや医療機関に勤務する看護職員の知識・技術の向上を行う。				地域医療課
8	医薬品等の適切な販売体制の推進	安全で有効な医薬品等を県民が安全かつ適切に購入することができるよう、医薬品等の適切な管理・販売および必要な情報の提供について、薬局や医薬品等販売業者に対する指導を強化する。				医薬食品・衛生課
9	自殺予防キャンペーン	9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間を中心に自殺予防の啓発を行う。				障がい福祉課
10	共生社会の推進	障害を理由とする差別の解消推進のため、県、市町および(一社)福井県身体障害者福祉連合会に相談窓口を設置するほか、県民や民間事業者等に対し周知・啓発を行う。				
11	県民への普及啓発の推進	関係団体の協力を得ながらお薬教室・お薬出前講座を開催するとともに、毎月10月に実施される「くすりと健康の週間」での街頭啓発活動等の実施など、医薬品等を適切に使用するための正しい知識の普及啓発に努める。				
2 多様な相談体制の強化						
No.	事業名	事業内容	担当部局	担当課		
12	青少年に関する相談窓口の周知	非行相談窓口を青少年指導者ハンドブックに掲載し周知を行う。	防災安全部	県民安全課		
13	多重債務者無料相談会	国の「多重債務者相談強化キャンペーン」期間中(9/1~12/31)に県、弁護士会、司法書士会、市町が連携して無料相談会を開催する。				
14	女性総合カウンセリング事業	女性の直面している様々な問題について、女性の視点から相談を行うとともに、他の相談機関と連携し、的確なサポートを行う。	未来創造部	女性活躍課		
15	配偶者暴力に関する相談スーパーバイザー設置事業	DV相談の相談員が困難事例に直面した場合に、専門家から助言を得て適切な被害者処遇を行える体制を整備する。				
16	配偶者暴力防止等に関する初任者研修の開催	市町、関係団体等の新任の職務関係者等を対象に、基礎的知識を学ぶ研修会を開催する。				
17	配偶者暴力に関する相談対応向上のための専門研修の開催	相談員等を対象に、DVと児童虐待が複合したケースなど複雑な事例の対応方法を学ぶ専門研修を開催する。				

18	地域支え合い生活支援体制整備推進事業	地域包括支援センターの専門職員(保健師、社会福祉士、介護支援専門員)の技能習得・資質向上を図るための専門研修を実施する。	健康福祉部	長寿福祉課
19	人権センター運営事業	部落差別(同和問題)問題や性的マイノリティ(LGBT)、北朝鮮による拉致問題など様々な人権に関する相談を受け付ける。また、人権啓発ハンドブックなどを配布し、相談窓口の周知を図る。	健康福祉部	地域福祉課
20	精神保健福祉事業	困難事例対応精神障害者(疑い含む)及びその家族への個別支援の充実を行う。		障がい福祉課
21	こころの相談	健康福祉センターや精神保健福祉センターでこころの相談を行う。また、精神科の医師による精神相談を行う。		障がい福祉課
22	悩みごと総合相談会	様々な分野の専門家を一堂に会し、ワンストップで様々な相談に応じる総合相談会を行う。		こども未来課
23	育児不安解消サポート事業	育児不安や育児ストレスを抱える者を対象に、精神科医師や心理療法担当者等による相談やグループケアを実施する。		児童家庭課
24	24時間・365日児童相談事業	深刻化する児童虐待問題に対応するため、夜間休日問わずいつでも相談に応じることができるよう相談職員を配置し、児童虐待対応のための体制整備を図る。		保健予防課
25	相談支援および情報提供	患者やその家族ががんに関する相談ができるよう、拠点病院以外にも相談窓口を設置するとともに、AYA世代の患者および経験者や患者遺族の交流の場を整備する。		教育庁
26	心身障害児就学指導委員会	特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、市町教育委員会等の関係機関と協力して一人ひとりの障害および発達の状態に応じた細かな就学相談を行なう。	教育政策課	
27	教育相談(いじめ含む)	教育総合研究所において、子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、教育相談員(心理)が対面で受け付ける。また、仕事の都合や家庭の事情等で来室できない場合には、電話相談も行う。	健康福祉部	障がい福祉課
28	精神保健福祉マップの配布	県内の医療機関や相談支援機関等の一覧を作成し、医療機関や市町へ配布する。	地域医療課	
29	福井県医療安全支援センター運営事業	医療安全支援センターにおいて、県民からの医療に関する相談に対応している。		

3 市町への支援体制強化

No.	事業名	事業内容	担当部局	担当課
30	自殺対策に関する市町への情報提供	地域の自殺に関する状況や分析を行い市町へ情報提供を行う。	健康福祉部	障がい福祉課
31	市町自殺対策計画策定支援	地域自殺対策推進センターをはじめ各健康福祉センターが市町に対し計画策定支援を行う。		
32	市町自殺対策協議会設置の推進	地域の実情に基づいた自殺対策が推進されるよう、自殺対策協議会の設置を推進する。		

4 民間団体への活動支援

No.	事業名	事業内容	担当部局	担当課
33	配偶者暴力防止等に関する民間団体活動助成事業	DV被害者の支援に携わる団体の活動に要する費用を助成し、民間団体の育成やその活動を支援する。	健康福祉部	児童家庭課
34	老人クラブ活動助成事業 高齢者健康生きがいづくり推進事業	老人クラブ(地域在住の60歳以上の住民が健康づくりや仲間づくりを目的に集まった団体)への活動を支援する。	健康福祉部	長寿福祉課
35	民間団体への支援	民間団体の実施する先駆的・試行的な自殺対策活動を支援する。		障がい福祉課

(2)ライフステージ別の対策の充実

I 子ども・若者への取組の充実				
No.	事業名	事業内容	担当部局	担当課
1	高校生・教職員対象メンタルヘルスセミナー事業	生徒、教職員向けにメンタルヘルスや精神疾患理解のための講演会を実施する。	健康福祉部	障がい福祉課
2	いじめ防止対策	福井県いじめ防止基本方針に基づき、管理職、生徒指導等の研修会の開催や各校のいじめ防止のための取組みの点検、個別支援等を通じて、いじめの早期発見、事案対処、継続的な再発予防を図る。	教育庁	高校教育課 義務教育課
3	自殺予防教育	子どもたちが様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付け、危機的状況の際に援助希求行動がとれるよう、発達段階に応じて、SOSの出し方に関する教育を実施。		
4	不登校対策推進事業	福井県不登校対策指針に基づき、学校・家庭・地域および関係機関と連携し、不登校対策に取り組むことで、不登校児童・生徒へのきめ細かな対応や未然防止を図る。		義務教育課
5	幼児教育指導力向上事業	「生命尊重」ほか、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿に向けて子どもを育て、その姿を踏まえた教育活動を実施するため、幼児教育の資質向上を目的とした研修や幼児教育から小学校教育への接続講座を実施する。		
6	家庭の教育力向上事業	講演や実践発表を通して、PTA会員の資質向上と今後の活動の活性化を図る。また、いじめ防止等のリーフレットを配付し、家庭教育力の向上を図る。		
7	SNSの使い方に関する注意喚起	小・中・高校等へ出向き、SNSを使用する上での注意点について指導する。	防災安全部	県民安全課
8	青少年のネット非行・被害対策	電子メール(メルマガ)を通じ、小・中・高校の児童生徒や保護者にネット上の危険に関する情報提供を行う。		
9	「ふくいスマートルール」推進運動	インターネットを利用した通信によるいじめや依存症などの生活習慣の乱れを未然に防止するために、学校独自の統ルールを作り、インターネットの適正利用の促進を図る。		義務教育課
10	高校教育相談担当者連絡協議会	県立高等学校の教育相談担当者が集まり、情報交換や事例研究を行い、教育相談に必要な知識と技能を習得し、教育相談活動の一層の充実を図る。		高校教育課
11	通級指導担当者専門性向上事業	通級指導担当者に対して、その専門性を高めるための研修や事例検討を行ない、通級指導を受ける児童生徒一人ひとりの障害特性に応じた細かな指導を行なう。		
12	特別支援学校就労応援事業	高校生を含め、障害のある生徒に対して、一人ひとりの障害および発達の状態に応じた就労支援を行なう。		
13	人権教育の推進	地区別人権教育研究協議会や県学校同和教育研究協議会等を開催し、管理職をはじめ全ての教職員の人権意識の高揚を図り、教育活動全体を通じて、多様性を深め合い、差別や偏見のない社会を築く生徒の育成に取り組む。	教育庁	高校教育課 義務教育課
14	教育相談業務担当者等研修会	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを対象に、教育相談業務等において、適切な支援・助言ができるよう研鑽を積むとともに、情報交換等により業務のあり方等を見直すなど、専門スタッフの資質向上を図る。		義務教育課
15	養護教諭初任者・経験者研修	養護教諭の資質向上のための研修を行う。		保健体育課
16	スクールカウンセラー配置事業	スクールカウンセラーを配置し、生徒に対するカウンセリングや保護者、教職員に対する指導・助言を行うことで、不登校や暴力行為等の問題行動の未然防止、早期解決を図る。		高校教育課 義務教育課
17	スクールソーシャルワーカー配置事業	スクールソーシャルワーカーを配置し、学校のほか家庭、地域など生徒を取り巻く環境を含めて原因を探り、生徒の悩みや抱えている問題を解決すべく働きかけを行う。		

18	いじめ電話相談	教育相談センター職員と電話相談員による 24 時間、365 日対応の電話相談を実施する。	教育庁	義務教育課
19	SNS 相談	LINE を利用した相談活動を土日、長期休業明け前後、ゴールデンウィークに実施する。	教育庁	義務教育課
20	児童相談所や市町の児童福祉担当課による相談支援	児童相談所や市町の児童福祉担当課による児童虐待などの家庭内の問題への相談支援を実施する、	健康福祉部	児童家庭課
2 働き世代に対する理解促進				
No.	事業名	事業内容	担当部局	担当課
20	職員の研修事業	新任研修、昇任時等研修、メンタルヘルス研修等を実施する。	総務部	人事課
21	職員の健康管理事務	職員の心身健康の保持のため、ストレスチェック・メンタルヘルス相談（健康相談室、県内20か所の医療機関、地方職員共済組合）・育児休業者復帰支援セミナー・健康相談・健診後の事後指導（共済診療所）・新採用職員に対し健康管理ファイルの配布などを行う。		
22	出張ストレスチェック事業	総合福祉相談所での夜間帯にストレスチェックの実施や、希望があった事業所や企業へストレスチェックやセミナーを実施する。	健康福祉部	障がい福祉課
23	働く人の心健やかサポート事業	労働者の心の健康の保持を図るためのメンタルヘルス対策事業を実施（講師派遣等による職場のメンタルケア環境づくりへの支援、仕事悩み相談ダイヤルの設置など）	産業労働部	労働政策課
24	中小企業メンタルヘルスセミナー	従業員が50人未満の中小企業に対し、臨床心理士等の専門家を派遣し、無料でメンタルヘルスセミナー、ストレスチェックを実施	健康福祉部	障がい福祉課
25	ストレスチェックシートの活用促進	福井県と医師会で作成した簡易版のストレスチェックシートの活用を促進させ、うつ病の早期発見を図る。		
	福井県医療の職場づくり支援センター運営事業	医師・看護師等の医療人材の離職防止や医療安全の確保等を図るために「医療の職場づくり支援センター」を設置し、勤務環境改善に取り組む医療機関を支援	健康福祉部	地域医療課
26	学校職員安全衛生管理事業	各県立学校に衛生委員会を設置するとともに、健康管理医を任命し、教職員の健康管理を行う。新任管理職、40歳の教職員を対象にメンタルヘルス研修を開催し、職場と自分自身のメンタルヘルスの維持向上を図る。	教育庁	教職員課
27	学校職員ストレスチェック事業	労働安全衛生法に基づき、学校職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図る。		
28	メンタルケア相談員設置事業	精神疾患を抱え病気休暇・休職中の教職員に対して、生活全般にわたる継続した指導、助言を行い、早期復職を図る。復職後も必要に応じて、サポートを継続することによって、再発防止を図る。		
29	学校業務改善事業	学校や教職員の業務の見直しを推進し、教職員の多忙化解消を図る。		
30	ふくい女性活躍支援センター運営事業	働く女性の仕事についての不安解消やキャリアアップの支援、子育てが一段落した女性の再就職、育児休業からの円滑な復帰の支援などをワンストップで提供する。	未来創造部	女性活躍課
31	健康ポータルサイトの運営	健康に関する情報を一元的に発信できるポータルサイトを構築・運営する。	健康福祉部	健康政策課
32	健康づくり推進協議会運営事業	医療、保健、福祉、労働等の関係者による協議会を設置し、県の健康づくり計画に基づく保健施策の調整、検討するとともに、県民の健康づくりの推進に必要な事項を協議する。		
33	健康づくり実践事業所認定事業	(1) 従業員の健康づくりに取り組む事業所を「ふくい健康づくり実践事業所」として認定する。 (2) 睡眠に関する知識を普及啓発するとともに、睡眠キャンペーンを実施し、働き盛り世代を中心に、良い睡眠のための生活習慣を促進する。		

34	中小企業向け制度融資	中小企業の資金調達を支援するために、信用保証協会および金融機関と連携した融資制度。 信用保証協会が融資の保証人となり、県は融資の資金の一部となる預託金を金融機関に提供することで、円滑な融資を促し、保証料や金利の一部を負担することで中小企業の負担を軽減させている。	産業労働部	経営改革課
35	貸金業法による過剰貸し付けの防止および日本貸金業協会による苦情や相談窓口の設置	日本貸金業協会は貸金業務に関連する借入れや返済の相談、多重債務者救済の一環としての貸付自粛制度の受付、貸金業者の業務に対する苦情や紛争解決窓口として、「貸金業相談・紛争解決センター」を運営している。	産業労働部	経営改革課
36	労働相談	県内2カ所に労働相談窓口を設置。相談員が常駐し、労使からの相談（面談、電話、メール）対応、情報提供を実施する。	産業労働部	労働政策課

3 高齢者対策の推進

No.	事業名	事業内容	担当部局	担当課
37	介護実習・普及センター運営事業	家族介護講習会を開催し、介護技術の習得による家族の介護負担の軽減を図るとともに、交流会を開催し、介護者の心身のリフレッシュを図り、在宅介護を支援する。	健康福祉部	長寿福祉課
38	老人家庭相談員による高齢者宅訪問	一人暮らし、病弱な高齢者の家庭を訪問し、日常生活の相談に応じたり安否確認を行う。		
39	地域包括リハケア推進事業	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士といったリハビリテーションに関する専門職が、高齢者の自立支援に向けた評価・助言や地域での介護予防・悪化防止のための介入など、多職種と連携しながら介護予防の取組を総合的に推進する。		
40	明るい長寿社会づくり促進事業	高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、高齢者の社会活動についての県民の意識改革、高齢者の健康づくり活動、地域活動等を推進する。		
41	シニアチャレンジ応援事業	高齢者の「通いの場」となる運動・社会参加の活動を支援し、元気な高齢者の拡大を図る。	健康福祉部	長寿福祉課
42	ジェロントロジー共同研究事業	地域包括ケアシステムの充実・強化のため、地域での就労やボランティアなどの社会参加を促すとともに、高齢者の健康づくりとなるフレイル予防活動を推進する。		
43	在宅ケアサポートセンター事業	在宅医療の提供体制を整えるため、医師会・歯科医師会・薬剤師会・栄養士会に設置している在宅ケアサポートセンターにおける各相談対応や人材育成研修等のほか、各センターの連携調整を行う「在宅ケアサポートセンター事業連絡会議」を設置し、多職種連携を強化するとともに、福井県入退院支援ルールやみまもり SNS の活用を進めることにより、切れ目ない在宅医療・介護連携を推進する。 また、福井県版エンディングノート「つぐみ」や ACP の普及・啓発をはじめ、もしものときに備えた医療・ケアについて、研修や講演会などを通して、患者や家族等が望む医療が受けられる環境づくりを促進する。		
44	高齢者権利擁護事業	高齢者およびその家族が抱える福祉・保健・医療等に係る各種心配事に対する相談に応じる高齢者専門相談窓口を設置する。		
45	成年後見講座事業	成年後見講座に関心のある方や、相談を受ける機会の多い福祉関係者などを対象に講座を開催する。		

(3)ハイリスク者への支援の充実と強化

I 無職者等への支援の充実				
No.	事業名	事業内容	担当部局	担当課
1	消費者支援対策	消費生活センターでの消費者相談・情報提供や各年齢層に対する消費者教育・啓発、消費者団体活動支援を行う。	防災安全部	県民安全課
2	自立相談支援事業 (生活困窮者自立支援制度)	支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援を包括的・継続的に行う。	健康福祉部	地域福祉課
3	住居確保型給付金の支給 (生活困窮者自立支援制度)	離職等により住居を失った方、または失う恐れの高い方には、離職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間家賃相当額を支給する。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行う。		
4	就労準備支援事業 (生活困窮者自立支援制度)	直ちに就労が困難な方に一般就労に向けた基礎能力を養いながら、就労に向けた支援や就労機会の提供を行う。		
5	家計改善支援事業 (生活困窮者自立支援制度)	家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援する。		
6	一時生活支援事業 (生活困窮者自立支援制度)	住居をもたない方等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供する。退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行う。		
7	子どもの学習・生活支援事業 (生活困窮者自立支援制度)	子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、進学に関する支援を行う。		
8	生活保護各種扶助事務	生活・住宅・教育・医療・介護・出産・生業・葬祭扶助を行う。		障がい福祉課
9	無料低額診療事業	社会福祉法第2条第3項第9号の規定に基づき、生計困難者が経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されないよう、無料または低額な料金で診療を行う。		
10	障害者への手当・助成等	特別障害者手当、障害児福祉手当等、障害者の経済的負担の軽減を図る手当の支給や助成を行う。		
11	児童扶養手当支給事務	児童扶養手当の支給		
12	母子家庭等自立支援給付金事業	(1) 自立支援教育訓練給付金 ひとり親家庭の父母が自主的に行う職業能力の開発を推進するため、本自治体が指定した職業能力の開発のための講座を受講した者に対して教育訓練終了後に支給する。 (2) 高等職業訓練促進給付金等 ひとり親家庭の父母の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、看護師等の資格に係る養成訓練の受講期間の一定期間について「高等職業訓練促進給付金」を、養成訓練修了後に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給する。 (3) 高卒認定試験受講修了時等給付金 ひとり親家庭の親及びその児童が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座(通信講座も可)を受けた場合、修了時に受講費用の2割(上限10万円)を、さらに認定試験合格後に受講費用の4割(計6割、上限15万円)を支給する。		
13	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	20歳未満の児童を扶養しているひとり親世帯および寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行う。	教育庁	高校教育課
14	奨学金、給付金に関する事務	県奨学育英基金、県奨学給付金、県きぼう応援奨学金等の奨学金や給付金に関する事務を行う。		

15	中学卒業程度認定試験に関する事務	病気ややむを得ない事由によって保護者が義務教育諸学校に就業させる義務を猶予または免除された子等に対して、高校入学に関し、中学卒業者と同等以上の学力があるかどうかを認定するために国が行う試験の実施に係る事務		
16	定時制・通信制課程修学奨励金	勤労青少年教育の重要性から、高等学校の定時制課程および通信制課程への修学を奨励し、教育の機会均等を図る。		
17	就学援助に関する事務	経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、医療費・学校給食費を援助する。		義務教育課 保健体育課

2 自殺未遂者およびその家族への支援強化

No.	事業名	事業内容	担当部局	担当課
18	病院群輪番制病院設備整備事業補助金	休日・夜間の救急患者に対応する輪番制病院の設備整備に対して補助を行う。	健康福祉部	地域医療課
19	自殺対策専門研修の実施	医療、保健、福祉等の専門職に対し自殺対策の専門的な研修を実施する。		障がい福祉課
20	退院後支援の充実	精神障害により自傷行為を行った患者に対し、退院後の生活調整等の支援を充実させる。		
21	地域包括ケアシステムの構築	必要な支援を地域の中で包括的に提供できるよう保健、医療、福祉を含めた練ってワークの構築を促進する。		
22	精神科救急情報センター運営	精神科救急の充実・強化と在宅の精神障害者の病状の急変に対応し、円滑な医療提供体制を整備するために、精神科救急情報センターを設置し、緊急医療相談、警察消防、保健所等との調整および医療機関への紹介を行う。		
23	精神科救急医療システム整備事業	精神科医療機関の診療時間外に病状の急変など緊急の医療を必要とする精神障害者等に対し、適切な精神科医療を提供するため病院群輪番制による休日、夜間における精神科救急医療体制を確保する。		
24	信頼されるかかりつけ薬局の育成と健康サポート薬局の推進	患者にとって満足度の高い医薬分業を推進し、主治医との連携、患者の服薬情報を一元的・継続的に把握するとともに、それに基づき適切に薬学的管理・指導が行われるよう取り組む。「お薬手帳」の意義・役割を説明し普及促進に努めるとともに、残薬の状況、多剤・重複投薬について医療機関と情報の共有を図り、患者の医療の質の向上を図る。		医薬食品・衛生課

3 二次的なうつ病の予防

No.	事業名	事業内容	担当部局	担当課
25	難病患者地域支援対策推進事業	(1) 訪問相談員育成事業 (2) 医療相談事業 (3) 訪問相談・指導事業 (4) 難病対策地域協議会の設置	健康福祉部	保健予防課
26	指定難病医療費助成	医療費助成を受けるための相談や申請の受付を行う。		
27	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	(1) 相談支援 (2) 自立支援員による支援 (3) 学校、企業等の地域関係者からの相談の対応、情報提供		
28	小児慢性特定疾病医療費助成	小児慢性特定疾病について医療助成を受けるための相談や申請の受付を行う。		
29	難病支援センター事業	難病の患者の療養上、日常生活上での悩みや不安の解消、孤立感や喪失感の軽減を図るとともに、難病の患者等のもつ様々なニーズに対応し、医療機関を始めとする地域の関係機関と連携した支援対策を一層推進する。		
30	重症難病患者在宅療養支援事業	人工呼吸器装着または気管切開を行い在宅療養を行っている重症難病患者の家族等介護を行う者が、疾病、冠婚葬祭や休養等の理由により、当該患者を在宅において介護することができない場合、		

		医療機関が行う一時入院および医療機関または指定訪問看護事業所が行う長時間訪問看護を支援することにより、患者の安定した在宅療養生活の確保と患者およびその家族の生活の質の向上を図る。		
31	がん予防	たばこ対策を含めた生活習慣の改善、がん検診受診率および精密検査のさらなる向上とがん予防・早期発見の充実を行う。		
32	社会連携に基づくがん対策・がん患者支援	在宅医療の充実を図るため、病院、在宅療養支援診療所、訪問看護事業所、薬局、介護保険サービス事業所等と協働するためのカンファレンスを開催するなど、必要な連携体制を整備する。	健康福祉部	保健予防課
33	がんと診断されたときからの緩和ケアの推進	緩和ケアに携わる従事者に対してフォローアップ研修やACPに関する内容を含めた研修を行うなど、緩和ケアの質を向上していく。		
34	がん教育およびがんに関する正しい知識の普及啓発	がんに関する正しい知識を周知することにより、患者の就労に関する不安の解消に努める。		
35	エイズ・肝炎相談	エイズや肝炎等に関する相談・検査を行う。		
36	HIV・エイズ患者サポート事業	エイズホットラインを開設し、感染者・患者からの日常的な相談に応じる。また、HIV検査の陽性告知時に専門医が面談し、今後の支援体制について説明を行う。		保健予防課
37	気がかりな妊婦・親子を支援するための連携システム	気がかりな妊婦・親子の早期把握のため、独自の連絡票により市町と産科医療機関が円滑に情報共有、早期に必要な支援を開始し、支援結果を報告する仕組みを通じて、切れ目ない支援へとつなげる。	健康福祉部	こども未来課
38	こども家庭センターの設置促進	すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対する一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」の設置を促進するため、市町に対し必要となる整備費や運営費に対する支援を行う。		
39	母子保健支援事業 (養育支援を必要とする妊産婦の支援に関する研修会)	妊産婦の精神疾患や産後うつ等に対する対応力の向上を図るため、市町職員や産科医療機関職員を対象に妊産婦のメンタルヘルスケアに関する研修を実施する。		
40	母子・父子自立支援員設置事業	ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供および助言、職業能力の向上および求職活動に関する支援を行い、生活の安定、児童の福祉の増進を図るため、母子・父子自立支援員を配置する。		児童家庭課
41	ひとり親家庭の安心プラン事業	ひとり親家庭等に対し、子育てに係る費用(病児・病後児保育利用料、放課後児童クラブ利用料、高校生の通学定期代)を助成することにより、子どもが家庭環境に影響されることがなくすこやかに成長していけるよう支援する。		
42	配偶者からの暴力防止啓発事業	毎月11月「女性に対する暴力をなくす運動」期間において、DV防止のパネル展やキャンペーンを実施する。		
43	ステップハウス提供事業	一時保護または保護命令を受けたDV被害者のうち、仕事面、金銭面等の理由から、すぐに自力で住宅を確保して、自立生活に移行できない者に、一時的に住宅を提供する。		
44	配偶者暴力被害者支援事業	被害者の一時保護所入所時における経済的負担の軽減、退所後の速やかな自立を支援するため、必要とする費用を支給する。		
45	犯罪被害者支援事業	県民への啓発や研修会など人材の育成および性暴力救済センター・ふくい「ひなぎく」に対する支援を行う。	防災安全部	県民安全課
46	障害者虐待の対応	障害者虐待に関する通報・相談窓口の設置し、相談対応を行う。	健康福祉部	障がい福祉課
47	発達障害児童支援相談センターの運営	発達障害のある方とその家族・支援者に対して、相談支援・就労支援等を行う。		
48	発達障害児移行支援充実事業	特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、個別の指導計画等を基にした指導・支援を行なうとともに、進学先等へ引継ぎをとおして切れ目ない支援を行なう。	教育庁	高校教育課
49	フリースクール支援事業	不登校等による高校中退者で、通信制教育等を活用した修学意欲のある者に対する学習環境の確保を支援するため、民間団体と連携して高卒資格の取得を可能とする環境づくりを行う。		

50	発達障害児教育推進事業	発達障害等のある児童生徒が在籍する学校(担任等)に対して、特別支援学校が巡回相談を行なう。		
51	高等学校における通級指導	高等学校において、特別な支援を必要とする生徒に対し、一人ひとりの障害特性に応じて通級指導を行う。		
52	不登校対策推進事業	福井県不登校対策指針に基づき、学校・家庭・地域および関係機関と連携し、不登校対策に取り組むことで、不登校児童・生徒へのきめ細かな対応や未然防止を図る。		義務教育課
53	児童育成支援拠点事業	家庭や学校に居場所のないこどもに対し、居場所となる場を開設し、学習支援や食事提供等を実施するとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関と協働した包括的な支援を実施する。		児童家庭課
54	高校内居場所カフェ事業	学校を活用し、子どもが自己存在感や充実感を感じられる居場所を作り出すことで、子どもの健やかな成長を支援する。		
55	依存症患者への支援	精神保健福祉センターで、依存症回復プログラムの実施や専門研修等を実施する。		障がい福祉課
56	薬局における安全管理体制の強化	薬局における事故等を防止し、県民が安心して薬局を利用することができるよう監視指導を強化し、医薬品医療機器等法関係法令の遵守や各薬局が作成する医療安全管理指針に基づく安全管理の徹底を図る。		医薬食品・衛生課
57	薬物乱用に関する正しい知識の普及啓発	福井県薬物乱用対策推進本部に所属する関係機関と連携を図りながら、薬物乱用防止指導員の活動を中心に、薬物乱用に関する正しい知識の普及啓発に努める	健康福祉部	医薬食品・衛生課
58	薬物乱用防止指導員活動の推進	薬物乱用防止指導員協議会の活動を充実し、各地域での積極的な薬物乱用防止活動を推進する。		
59	薬物乱用に関する相談窓口の充実	県庁、健康福祉センターおよび総合福祉相談所に設置している相談窓口について、薬物に関する相談対応に努め、薬物相談体制の充実を図る。		
60	障害福祉サービスの提供	介護給付や訓練等の給付、障害児通所・入所支援などのサービスの利用に要する費用の一部を負担する。		
61	自立支援医療給付事業	障害のある人医療費を負担する。(育成医療、更生医療、療養介護医療)		障がい福祉課
62	重度障害者医療費助成事業	重度障害のある人の医療費を負担する。(身体3級以上、知的B1以上、精神2級以上)		
63	重症心身障害児と家族のための在宅サポート事業	医療的ケアを必要とする重症心身障害者が安心して在宅での生活を続けられるよう、福祉型の障害児通所支援事業所および福祉型・医療型短期入所事業所での受け入れ等費用を支援する。		
64	高次脳機能障害支援センターの運営	高次脳機能障害を対象とする支援拠点機関を設け、支援コーディネーターを配置。		

4 大規模災害における被災者のこころのケアの推進

No.	事業名	事業内容	担当部局	担当課
65	災害時こころのケアの推進	大規模災害が起きた時に災害派遣精神科医療チーム(DPAT)を派遣し、被災者へのこころのケアを促進します。	健康福祉部	障がい福祉課
66	被災児童生徒就学援助事業	被災により就学が困難な児童生徒に対し、学用品費や給食費などの補助を行う。	教育庁	義務教育課 保健体育課

5 女性に対する支援の強化

No.	事業名	事業内容	担当部局	担当課
67	困難な問題を抱える若年女性等支援事業	公的機関と民間団体とが密接に連携し、様々な困難を抱えた若年女性に対して、アウトリーチ支援を行うとともに個々のケースに応じたきめ細かな支援を実施する。	健康福祉部	児童家庭課
68	ふくい女性活躍支援センター運営事業(再掲)	働く女性の仕事についての不安解消やキャリアアップの支援、子育てが一段落した女性の再就職、育児休業からの円滑な復帰の支援などをワンストップで提供する。	未来創造部	女性活躍課

69	ふくい女性つながりサポート事業	ピアサポートサロンの開催等を通じ、仕事や子育て、心や身体など、女性が抱える様々な不安や悩みに寄り添い、支援を必要としている方に対して、きめ細やかな支援を実施する。	未来創造部	女性活躍課
----	-----------------	---	-------	-------

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第十一条）
- 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十二條）
- 第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

- 第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

- 2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の実情に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものと

する。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階にお

ける当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)

「自殺総合対策大綱」のポイント



- 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると男性は38%減、女性は35%減となっており、これまでの取組みに一定の効果があったと考えられる。(平成18年:32,155人→令和元年:20,169人)
- 自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いているが、更にコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性は2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっていることから、今後5年間で取り組むべき施策を新たに位置づける。

1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ 自殺等の事案について詳細な調査や分析をすすめ、自殺を防止する方策を検討。
- ▶ 子どもの自殺危機に対応していくチームとして学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることのできる仕組み等の構築。
- ▶ 命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進。
- ▶ 学校の長期休業時の自殺予防強化、タブレットの活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型支援情報の発信。
- ▶ 令和5年4月に設立が予定されている「こども家庭庁」と連携し、子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備。

2 女性に対する支援の強化

- ▶ 妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化。

3 地域自殺対策の取組強化

- ▶ 地域の関係者のネットワーク構築や支援に必要な情報共有のためのプラットフォームづくりの支援。
- ▶ 地域自殺対策推進センターの機能強化。

4 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進。
- ▶ 国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が一丸となって取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化。

- 孤独・孤立対策等との連携 ■ 自殺者や親族等の名誉等 ■ ゲートキーパー普及※ ■ SNS相談体制充実 ■ 精神科医療との連携
- 自殺未遂者支援 ■ 勤務問題 ■ 遺族支援 ■ 性的マイノリティ支援 ■ 誹謗中傷対策 ■ 自殺報道対策 ■ 調査研究 ■ 国際的情報発信など

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。 1

「自殺総合対策大綱」(令和4年10月閣議決定)(概要)

- 平成18年に自殺対策基本法が成立。
- 同法に基づき「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

現行：令和4年10月14日閣議決定
第3次：平成29年7月25日閣議決定
第2次：平成24年8月28日閣議決定
第1次：平成19年6月8日閣議決定

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- ✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている
- ✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遭された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。
(平成27年：18.5⇒令和8年：13.0以下) ※令和2年：16.4

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

1

「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロファイル、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
- 地域自殺対策推進センターへの支援
 - ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
 - ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
- 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- 児童生徒の自殺対策に関する教育の実施
 - ・命の大切さ・尊厳、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発
 - ・「自殺は、その多くが思い込まれた未だの死である」「自殺対策とは、生きるための包括的支援である」という認識の普及
 - ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用
 - ・相談機関等に集約される情報の活用を検討
- 子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動
 - ・自殺等の事案について詳細な調査・分析
 - ・予防のための子どもの死亡検証(CDR; Child Death Review)の推進
 - ・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体型の実施態勢
- コロナ禍における自殺等の調査
- うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究

4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 介護支援専門員等への研修
- ゲートキーパーの養成
 - ・若者を含めたゲートキーパー養成
- 自殺対策従事者への心のケア
 - ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等を支援
- 家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

5. 心の健康を支える環境の整備と心の健康づくりを推進する

- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
 - ・パワーハラスメント対策の推進、SNS相談の実施
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
- 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等
 - ・自殺の危険性の高い人を早期に発見し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実
- 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
 - ・子どもの心の診療体制の整備
- うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- 相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化
- ICT（インターネット・SNS等）活用
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化
 - ・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーパトロールによる取組を推進
 - ・特定個人を標的とする書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
- ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援
- 性的マイノリティの方等に対する支援の充実
- 関係機関等の連携に必要な情報共有
- 自殺対策に資する居場所づくりの推進
 - ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
- 報道機関に対するWHOガイドライン等の周知
- 自殺対策に関する国際協力の推進

2

「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
 - ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備
 - ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進
- 居場所づくりとの連動による支援
- 家族等の身近な支援者に対する支援
 - ・傾聴スキルを学べる動画等の作成・啓発
- 学校、職場等での事後対応の促進

9. 遭われた人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- 学校、職場等での事後対応の促進
 - ・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進
- 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
 - ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- 遺児等への支援
 - ・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化

10. 民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- 民間団体の相談事業に対する支援
 - ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- いじめを苦しめた子どもの自殺の予防
- 学生・生徒への支援充実
 - ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
 - ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を推進
 - ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることのできる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行う体制の構築
 - ・不登校の子どもの支援について、学校内外における居場所等の確保
- SOSの出し方に関する教育の推進
 - ・命の大切さ・尊厳、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
 - ・子どもがSOSを出しやすい環境を整えるとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築
- 子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- 知人等への支援
 - ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり
- 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備
 - ・子ども家庭庁と連携し、体制整備を検討

12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- 長時間労働の是正
 - ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進
 - ・勤務間インターバル制度の導入促進
 - ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進
 - ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進
 - ・副業・兼業への対応
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ハラスメント防止対策
 - ・パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

13. 女性の自殺対策を更に推進する

- 妊産婦への支援の充実
 - ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えし若年妊婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進
- コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
 - ・子育て中の女性等を対象にきめ細やかな就職支援
 - ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
 - ・様々な医師・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援
- 困難な問題を抱える女性への支援

3

第2次福井県自殺対策計画策定の経緯

令和5年7月26日

<第1回>福井県自殺・ストレス防止対策協議会(第2次福井県自殺対策計画策定委員会)

議題 ・第2次福井県自殺対策計画の策定スケジュールについて
 ・国内の自殺状況および自殺総合対策大綱の概要について
 ・県内の自殺状況および自殺対策の取組状況について
 ・第2次福井県自殺対策計画に向けた重要論点について

令和5年10月31日

<第2回>福井県自殺・ストレス防止対策協議会(第2次福井県自殺対策計画策定委員会)

議題 ・第2次福井県自殺対策計画の骨子(案)について

令和6年2月5日

<第3回>福井県自殺・ストレス防止対策協議会(第2次福井県自殺対策計画策定委員会)

議題 ・第2次福井県自殺対策計画(案)について

令和6年2月13日～2月27日 パブリックコメントの実施

令和6年3月

第2次福井県自殺対策計画策定

福井県自殺・ストレス防止対策協議会(第2次福井県自殺対策計画策定委員会)委員名簿

所属	役職名	委員名
福井県医師会	会長	池端 幸彦
福井県精神科病院・診療所協会	会長	堀江 端
福井大学医学部附属病院	教授	小坂 浩隆
福井新聞社	編集局長代理	泉 志穂
NPO法人 心に響く文集・編集局	代表	茂 幸雄
福井県精神保健福祉士協会	会長	辻 尚子
福井県民生委員児童委員協議会	副会長	今村 ゆみ子
福井弁護士会	人権擁護委員会副委員長	諸隈 由佳子
日本司法支援センター福井地方事務所	所長	海道 宏実
自死遺族アルメリアの会	会長	梅林 厚子
福井労働局健康安全課	課長	井関 武彦
福井産業保健総合支援センター	所長	本定 晃
福井県警本部生活安全部	首席参事官	竹内 辰哉
福井県高等学校長会	会長	山崎 良成
福井県中学校長会	理事	永廣 裕子
福井県公認心理師・臨床心理士協会	会長	小林 真実
公益財団法人ふくい女性財団	専務理事・事務局長	江端 美喜子
福井県福井健康福祉センター	医幹	後藤 善則
福井県坂井健康福祉センター	所長	高木 和貴
福井県総合福祉相談所	所長	白崎 俊一郎
福井県健康福祉部 障がい福祉課	課長	前川 昭彦

※

※第1回、第2回

※第3回

※は座長